

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書

**【根拠条文】** 証券取引法第24条第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成18年6月30日

**【事業年度】** 第3期(自平成17年4月1日至平成18年3月31日)

**【会社名】** 株式会社間組

**【英訳名】** HAZAMA CORPORATION

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 新 名 順 一

**【本店の所在の場所】** 東京都港区虎ノ門二丁目2番5号

**【電話番号】** 東京03(3588)5700

**【事務連絡者氏名】** 執行役員 経営企画本部副本部長 遠 藤 隆

**【最寄りの連絡場所】** 東京都港区虎ノ門二丁目2番5号

**【電話番号】** 東京03(3588)5700

**【事務連絡者氏名】** 執行役員 経営企画本部副本部長 遠 藤 隆

**【縦覧に供する場所】** 株式会社間組横浜支店  
(横浜市中区元浜町三丁目21番2号)

株式会社間組名古屋支店  
(名古屋市中区錦二丁目4番16号)

株式会社間組大阪支店  
(大阪市北区堂島浜二丁目2番8号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次 決算年月	第1期 平成16年3月	第2期 平成17年3月	第3期 平成18年3月
(1) 連結経営指標等			
売上高 (百万円)	140,341	225,328	230,474
経常利益 (百万円)	3,841	6,105	5,647
当期純利益 (百万円)	746	2,608	2,132
純資産額 (百万円)	25,177	27,987	31,227
総資産額 (百万円)	182,223	174,610	173,772
1株当たり純資産額 (円)	141.23	167.81	200.23
1株当たり当期純利益金額 (円)	6.91	24.01	19.24
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	5.78	18.16	14.84
自己資本比率 (%)	13.8	16.0	18.0
自己資本利益率 (%)	4.0	9.8	7.2
株価収益率 (倍)	39.94	11.66	18.76
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	837	1,276	5,142
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	965	5,129	1,642
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,705	5,983	3,572
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	20,540	20,947	21,202
従業員数 (人)	2,618	2,420	2,426
(2) 提出会社の経営指標等			
売上高 (百万円)	126,857	199,734	206,299
経常利益 (百万円)	3,739	5,601	5,357
当期純利益 (百万円)	724	1,404	1,900
資本金 (百万円)	12,000	12,000	12,000
発行済株式総数 (千株)	普通株式 100,000	普通株式 100,000	普通株式 100,000
	第1種優先株式 750	第1種優先株式 750	第1種優先株式 750
	第2種優先株式 875	第2種優先株式 875	第2種優先株式 875
	第3種優先株式 875	第3種優先株式 875	第3種優先株式 875
	第4種優先株式 250	第4種優先株式 250	第4種優先株式 250
純資産額 (百万円)	22,669	24,165	27,243
総資産額 (百万円)	165,662	160,748	161,250
1株当たり純資産額 (円)	116.15	129.59	160.38
1株当たり配当額 (円) (内1株当たり中間配当額) (円)	普通株式 0.000	普通株式 0.00	普通株式 1.50
	第1種優先株式 17.291	第1種優先株式 64.56	第1種優先株式 64.72
	第2種優先株式 19.976	第2種優先株式 74.56	第2種優先株式 74.72
	第3種優先株式 22.661	第3種優先株式 84.56	第3種優先株式 84.72
	第4種優先株式 21.318	第4種優先株式 79.56	第4種優先株式 79.72
	(普通株式)	(普通株式)	(普通株式)
	(第1種優先株式)	(第1種優先株式)	(第1種優先株式)
	(第2種優先株式)	(第2種優先株式)	(第2種優先株式)
(第3種優先株式)	(第3種優先株式)	(第3種優先株式)	
(第4種優先株式)	(第4種優先株式)	(第4種優先株式)	
1株当たり当期純利益金額 (円)	6.69	11.97	16.93
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	5.61	9.78	13.23
自己資本比率 (%)	13.7	15.0	16.9
自己資本利益率 (%)	4.4	6.0	7.4
株価収益率 (倍)	41.26	23.39	21.32
配当性向 (%)			8.9
従業員数 (人)	2,160	2,002	2,008

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれていない。  
2 従業員数は就業人員数を表示している。  
3 第1期は、平成15年10月1日から平成16年3月31日までの6ヶ月決算である。

## 2 【沿革】

明治22年4月間猛馬の個人企業として福岡県門司に創業し、土木建築の請負に従事したのが、当社の起源である。その後、本店を下関から東京に移転するとともに、合資会社から株式会社へと組織の拡充を行いながら、活発な営業展開を進め全国的規模での工事を手がけるようになり、特に大型土木を得意とする総合建設業者となる。

当社は、この旧ハザマ（現商号：青山管財株式会社）が平成15年10月1日に分割型分割（混合型）による新設分割を行ったことにより、建設事業部門の承継会社として設立された。

設立後の主な変遷は次のとおりである。

年月	概要
平成15年10月	旧ハザマ（現商号：青山管財株式会社）の会社分割により建設事業部門の承継会社として設立。
平成15年10月	東京証券取引所市場第一部に上場。
平成15年10月	建設業許可「国土交通大臣許可（特 - 15）第20330号」ならびに宅地建物取引業免許「東京都知事（1）第82456号」を取得。
平成17年4月	子会社である青山機工株式会社と同じく子会社である日本イコス株式会社を吸収合併。
平成17年5月	本店等を東京都港区北青山二丁目5番8号から、港区虎ノ門二丁目2番5号へと移転。
平成17年5月	支店組織の整理・拡充により、東京支店・関東支店を廃し、関東土木支店・東京建築第一支店東京建築第二支店を設置。

### 3 【事業の内容】

当社グループは、平成18年3月31日現在、当社、子会社5社、関連会社7社及びその他の関係会社で構成され、建設事業を主な事業とし、さらに各事業に関連する事業活動を展開している。

当社グループの事業に係わる位置付け及び事業の種類別セグメントとの関連は、次のとおりである。

#### 建設事業

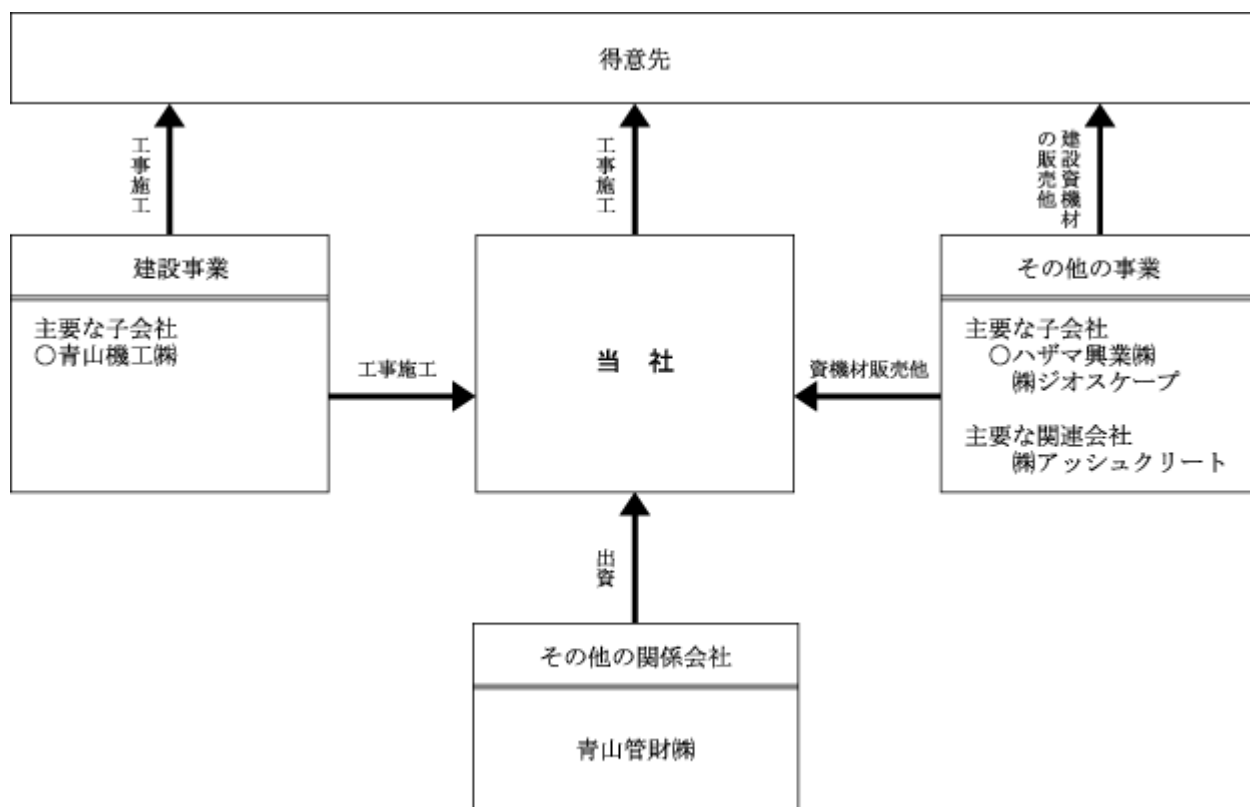
当社は総合建設業を営んでおり、施工する工事の一部を連結子会社である青山機工(株)に発注している。

なお、青山機工(株)は、平成17年4月1日をもって、非連結子会社であった日本イコス(株)を吸収合併している。

#### その他の事業

連結子会社であるハザマ興業(株)は、建設用資材の販売及びリースを主要事業としており、当社に対し建設用資材を納入及びリースしている。

事業の系統図は次のとおりである。



#### ○連結子会社

(注) 青山管財(株)は、平成18年5月18日に保有する当社普通株式の全てを売却した為、本報告書提出日現在、同社との間に資本関係は無い。

#### 4 【関係会社の状況】

##### (1) 連結子会社

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
ハザマ興業株式会社	東京都江東区	152	その他の事業	100		当社グループの建設用資材並びに住宅用設備品等の販売・リースを行っている。 役員の兼任等...従業員 8 名
青山機工株式会社	東京都江東区	200	建設事業	100		当社の建設事業において施工協力している。 役員の兼任等...従業員 6 名

- (注) 1 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載している。  
 2 上記の会社は、有価証券報告書を提出していない。  
 3 特定子会社である。

##### (2) その他の関係会社

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
青山管財株式会社	東京都港区	19,903	開発事業		32.64	役員の兼任等...無し

- (注) 1 上記の会社は、有価証券報告書を提出している。  
 2 従来親会社であった上記の会社は、保有する当社普通株式の一部を売却したことから、平成18年3月22日をもってその他の関係会社となった。さらに、平成18年5月18日に保有する当社普通株式の全てを売却したことから、提出日現在、上記の会社との間に資本関係は無い。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成18年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
建設事業	2,129
その他の事業	242
全社(共通)	55
計	2,426

(注) 従業員数は就業人員である。

(2) 提出会社の状況

平成18年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
2,008	44.6	20.8	6,586,675

(注) 1 従業員数は就業人員である。

2 平均勤続年数は、旧ハザマ(現商号:青山管財株式会社)における勤続年数を通算して算出している。

3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいる。

(3) 労働組合の状況

間組職員労働組合と称し、平成18年3月末現在の組合員数は1,476人である。結成以来円満に推移しており特記すべき事項はない。なお、当組合は日本建設産業職員労働組合協議会に加盟している。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用環境の改善から個人消費が底固く推移し、企業の収益向上による設備投資も増加基調を維持するなど、景気回復は様々な分野・業種に広がりを見せている。

当社グループの主たる事業の建設産業においては、公共工事が依然として減少を続けているが、製造業の設備投資の増加や流通業の新規出店の活発化などにより民間建設需要の伸びが鮮明になってきた。また、一方で、発注形態や顧客のニーズの質的变化が生じてきているなど、建設業を取り巻く環境は大きく変化している。

こうした状況のもと、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高は2,304億円（前連結会計年度比2.3%増加）、営業利益は68億円（前連結会計年度比13.6%減少）、経常利益は56億円（前連結会計年度比7.5%減少）となり、当期純利益は本店等移転損失5億円の計上などにより21億円（前連結会計年度比18.3%減少）となった。

（注）「第2事業の状況」における各事項の記載については、消費税等抜きの金額で表示している。

#### 事業の種類別セグメント

##### （建設事業）

受注高は1,966億円（前連結会計年度比10.3%増加、提出会社単体ベース）、完成工事高は2,133億円（前連結会計年度比3.4%増加）、営業利益は69億円（前連結会計年度比17.3%減少）となった。

##### （その他の事業）

売上高は171億円（前連結会計年度比10.2%減少）、営業利益は5億円（前連結会計年度比4.9%増加）となった。

#### 所在地別セグメント

##### （日本）

売上高は2,029億円（前連結会計年度比0.2%増加）、営業利益は73億円（前連結会計年度比10.8%減少）となった。

##### （その他の地域）

売上高は275億円（前連結会計年度比21.0%増加）、営業利益は1億円（前連結会計年度比64.0%減少）となった。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益46億円計上の他、売上債権の減少7億円、未成工事受入金の増加4億円等により、7億円の利息の支払い後で51億円のプラス（前連結会計年度は12億円のプラス）となった。投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出7億円、有価証券・投資有価証券の取得による支出6億円等により、16億円のマイナス（前連結会計年度は51億円のプラス）となった。財務活動によるキャッシュ・フローは、営業活動から得られた収入により借入金を返済し、35億円のマイナス（前連結会計年度は59億円のマイナス）となった。以上により現金及び現金同等物の期末残高は、期首残高と比較して2億円増加し、212億円（前連結会計年度は209億円）となった。

### 2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループが営んでいる事業の大部分を占める建設事業では生産実績を定義することが困難であり、建設事業においては請負形態をとっているため、販売実績という定義は実態にそぐわない。

また、当社グループにおいては、建設事業以外では受注生産形態をとっていない。

よって、受注及び販売の状況については、「1業績等の概要」における各事業の種類別セグメントの業績に関連付

けて記載している。

なお、参考のため提出会社単独の事業の状況は次のとおりである。

建設事業における受注工事高及び施工高の状況

(1) 受注工事高、完成工事高、繰越工事高及び施工高

期別	工事別	期首手持 工事高 (百万円)	当期受注 工事高 (百万円)	計 (百万円)	当期完成 工事高 (百万円)	次期繰越工事高			当期 施工高 (百万円)
						手持工事高 (百万円)	うち施工高		
							(%)	(百万円)	
前事業年度 自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日	土木工事	(157,499) 157,515	84,547	242,063	101,143	140,919	2.8	3,964	101,377
	建築工事	(73,521) 73,750	93,783	167,533	97,790	69,743	11.0	7,687	96,719
	合計	(231,020) 231,266	178,330	409,596	198,934	210,662	5.5	11,651	198,097
当事業年度 自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日	土木工事	(140,919) 142,426	88,120	230,547	106,061	124,485	3.6	4,489	106,587
	建築工事	(69,743) 70,002	108,570	178,573	99,579	78,994	11.6	9,149	101,040
	合計	(210,662) 212,429	196,691	409,121	205,641	203,479	6.7	13,638	207,628

(注) 1 期首手持工事高の上段( )内表示額は、期首における前期末繰越工事高を表し、下段表示額は為替の影響を受ける海外工事について換算修正したものである。

2 期首手持工事で、契約の更改により請負金額に変更があるものについては、当期受注工事高にその増減額を含む。したがって当期完成工事高にもかかる増減額が含まれる。

3 次期繰越工事高の施工高は、手持工事ごとの進捗度により算出したものである。

4 受注工事高のうち海外工事の割合は前事業年度9.6%、当事業年度14.8%で、そのうち主なものは、次のとおりである。

前事業年度 豊田鉄工テキサス工場新築工事

TOYOTETSU TEXAS INC.

当事業年度 ブラザー工業ベトナム工場新築工事

Brother Industries Vietnam Ltd.

(2) 受注工事高の受注方法別比率

工事の受注方法は、特命と競争に大別される。

期別	区分	特命(%)	競争(%)	計(%)
前事業年度 自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日	土木工事	29.8	70.2	100.0
	建築工事	53.6	46.4	100.0
当事業年度 自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日	土木工事	31.9	68.1	100.0
	建築工事	49.8	50.2	100.0

(注) 百分比は請負金額比である。



(3) 完成工事高

期別	区分	国内		海外 (A) (百万円)	海外 (A)/(B) (%)	計 (B) (百万円)
		官公庁 (百万円)	民間 (百万円)			
前事業年度 自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日	土木工事	63,386	24,151	13,605	13.5	101,143
	建築工事	22,136	66,486	9,167	9.4	97,790
	合計	85,522	90,638	22,773	11.4	198,934
当事業年度 自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日	土木工事	61,917	28,934	15,210	14.3	106,061
	建築工事	10,792	76,436	12,350	12.4	99,579
	合計	72,709	105,371	27,560	13.4	205,641

(注) 1 海外工事の地域別割合は、次のとおりである。

地域	前事業年度(%)	当事業年度(%)
東南アジア	58.9	49.6
北米	20.2	21.6
中近東・アフリカ	8.9	9.3
中南米	0.3	4.0
その他	11.7	15.5
計	100.0	100.0

2 完成工事のうち主なものは、次のとおりである。

前事業年度の主なもの

神奈川県住宅供給公社	川崎下平間賃貸共同住宅新築工事
東北電力(株)	東通原子力1号機新設(第1工区)
新潟県	矢川放水路トンネル工事
国土交通省近畿地方整備局	171号清水共同溝工事
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	九幹鹿、三池T(南)他1

当事業年度の主なもの

東京電力(株)	神流川発電所新設工事(1期)のうち土木工事(下部ダム工区)
ベトナム運輸通信省	ハイバントネル北工区建設工事
鉄道・運輸機構鉄道建設本部	北幹、飯山T(新井)他1・2
松新地区市街地再開発組合	松新地区第一種市街地再開発事業施設建築物新築工事
扶桑レクセル(株)	(仮称)レクセルマンション戸塚新築工事

3 前事業年度、当事業年度ともに完成工事高総額に対する割合が100分の10以上の相手先はない。

(4) 手持工事高 (平成18年3月31日現在)

区分	官公庁(百万円)	民間(百万円)	計(百万円)
土木工事	88,892	35,592	124,485
建築工事	12,570	66,423	78,994
合計	101,463	102,016	203,479

手持工事のうち主なもの

国土交通省東北地方整備局	長井ダム本体建設第1工事	平成20年2月完成予定
ベトナム電力公社	ダイニン水力発電プロジェクトC W2ダム工事	平成19年8月完成予定
首都高速道路(株)	S J 6 2 工区(1)トンネル工事	平成18年11月完成予定
九州電力(株)	小丸川発電所新設工事のうち土木本工事(第3工区)	平成21年3月完成予定
扶桑レクセル(株)・有楽土地(株)	(仮称)八千代共同プロジェクト新築工事	平成19年3月完成予定

3 【対処すべき課題】

今後の景気見通しについては、企業収益の増益基調や消費者マインドの向上が持続して、デフレ脱却のもと景気が拡大するものと見込まれるが、国内では金融政策の転換による金利上昇、雇用環境の改善による賃金上昇などのコスト高、一方海外では原油高、米国経済の鈍化など企業収益を圧迫する恐れは拭い去れず、依然として不透明な状況にある。

また建設業を取り巻く環境も同様に、景気の拡大を背景として民間建築需要が厚みを増してくると思われるが、建設市場全体の急速な改善は望めない状況となっている。

このような状況のもと、当社グループは、引き続き、建設業を取り巻く環境変化に即応すべく、成長戦略への転換をテーマとした「ハザマ第2次中期計画（平成18年3月期～平成20年3月期）」の完遂に向けて全力をあげて取り組み、トップレベルの競争力を有する土木事業を強化していくとともに、建築事業についても収益力をさらに高めつつ、量的拡大を指向し、企業価値の向上を図っていく。

#### 4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがある。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末（平成18年3月31日）現在において当社グループが判断したものである。

##### （1）業界動向

###### 建設業界の環境変化によるリスク

建設業界は景気動向の影響を比較的受けやすい傾向にあり、当社は国内官公庁工事への依存度が高くなっている（当社完成工事高に占める対国内官公庁売上高割合は平成18年3月期35.4%）。したがって、さらに公共事業が縮小されるなど当社の事業環境を悪化させる要因が発生した場合には、当社の経営成績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

###### 建設業界の競争激化によるリスク

当社グループは、建設事業を営む多数の事業者と競合していることから、他社よりも優れた品質の確保や歴史と伝統に裏付けされた保有技術力などの非価格競争力を駆使して、工事受注量の維持、受注時利益の確保に注力しているが、競合他社との間で価格競争が激化し、その期間が長期化した場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

##### （2）海外事業について

###### 外国為替レートの変動リスク

当社グループは、総合建設業者として国内で事業を行っているほか、東南アジア、北米、中南米、東欧諸国などの海外においても事業を行っている。海外における事業活動に伴って外貨建の資産及び負債が発生するが、為替相場の変動により、当該外貨建資産及び負債の円換算額が変動し評価損や実現損が発生する可能性がある。その結果、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

###### 海外事業展開に係るリスク

当社グループにおける海外事業のウェイトの高まりに伴い（連結売上高に占める海外売上高割合は平成18年3月期12.0%）、以下のようなリスクが顕在化し、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性がある。

- ・各国の税制の予期せぬ変化に伴うリスク
- ・各国法規制の予期せぬ変化に伴うリスク
- ・各国における経済状態の悪化や政情不安、社会情勢の変化によるリスク

### (3) 当社発行の優先株式について

当社の優先株式は平成20年12月25日以降、種類毎に区々に設定されている転換期間中に普通株式へ転換することが可能となっている。当該普通株式が株式市場で売却された場合には、需給次第で当社の普通株式の価格に影響を与える可能性がある。

### (4) 訴訟事件等の発生に係るリスク

#### 全国トンネルじん肺訴訟について

現在、当社を含む多数の建設会社を被告とする全国トンネルじん肺訴訟が、全国7地方裁判所に提訴され審理中である。審理の結果によっては、当社の業績はその影響を受ける可能性がある。

#### アスベスト問題について

当社グループの行う建設事業の性格上、建築構造物の解体工事等により従業員や周辺住民のアスベスト健康被害に関する問題が発生する可能性がある。当社グループは施工及び解体等の作業におけるアスベスト対策について十分な配慮を施していることから、業績等に影響を与えることはないものと判断しているが、想定を超える問題が生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

#### 過去の訴訟に係るリスク

当社は、平成15年10月1日に旧ハザマ（現商号：青山管財株式会社。以下「青山管財」という。）が会社分割を行ったことにより、建設事業の承継会社として新設された会社である。現在、青山管財を被告とする訴訟案件があるが、同訴訟案件の原告が、当社が青山管財から分割された会社であることを根拠に同訴訟案件について当社を提訴した場合には、損害賠償金の負担等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

### (5) 当社の事業推進に係るリスク

#### 資材価格の変動リスク

当社グループは、事業活動を遂行する為に、必要不可欠な鉄筋等の鋼材やセメント等の資材を大量に調達している。当社グループは資材の調達について、安定的、かつ安価な調達を可能にするように取り組んでいるが、急激な市況の高騰により資材供給の逼迫、納期の遅延等が発生し、当社グループの生産活動に大きな支障をきたす場合、もしくは製造コストが急激に上昇する場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

#### P F I 事業等の長期にわたる事業に関するリスク

P F I (Private - Finance - Initiative) 事業とは、民間の資金と経営能力・技術力(ノウハウ)を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法である。P F I 事業等は事業運営が長期に及ぶため事業環境の変化により業績に影響を与える可能性がある。当社グループでは該当する長期案件が僅少であるため相対的に影響の度合いは低いと判断している。しかしながら、今後、当社グループとしてP F I 事業等に積極的に参画していく中であって、想定外の事象が生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

#### 資金調達に係るリスク

当社グループは、資金調達に関して、資金繰りの状況に応じた厳格な管理を行っている。しかしながら、当社グループの業績や財務状況の悪化、風説・風評の流布等が発生した場合、あるいは国内の景気悪化や金融システム不安等により資金調達市場が縮小した場合には、通常より著しく高い金利での資金調達が余儀なくされる可能性がある。その結果、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

#### 借入金に係る制限条項について

当社の借入金のうちシンジケートローン100億円(平成18年3月末残高)については、各年度の決算期及び中間期の末日における連結及び個別の純資産額が一定の水準以上に維持されること、各年度の決算期における連結及び個別の経

常損益が2期連続して損失とならないことなどの制限条項が設定されており、当該条項に抵触した場合には、返済期限前にシンジケートローンの元本及び利息を返済する義務が発生する。現時点において、当社は、当該状況が発生する可能性は低いと判断しているが、かかる状況が発生した場合は、資金繰りに支障が生じ、財政状態等に影響を与える可能性がある。

#### 金利変動リスク

当社グループは、主に運転資金のために平成18年3月期末連結ベースで約235億円の有利子負債がある。金融市場の逼迫、金融政策の変更、信用リスクの増大等により金利が上昇した場合、資金調達コストの増大により当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

#### 退職給付債務等の変動による追加的損失の発生リスク

当社グループの退職給付費用及び債務は、年金資産の期待運用利回りや将来の退職給付債務算出に用いる年金数理上の前提条件に基づいて算出しているが、実際の結果が前提条件と異なる場合、または前提条件に変更があった場合等には、数理計算上の差異の償却を通して追加的損失が発生する可能性がある。また、当社グループの退職給付制度を改定した場合にも、追加的負担が発生する可能性がある。その結果、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

#### 固定資産の資産価格変動リスク

当社グループは、研究所施設、事業所等で土地や建物を保有しているほか、建設機械を保有している。地価の下落、不動産市況の需給緩和、建設機械市場の低迷等によりこれらの固定資産の価値が低下した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

#### 有価証券の価格変動リスク

当社グループは市場性のある株式等の有価証券を保有している。当該有価証券の株価が大幅に下落した場合は評価損が発生し、売却した場合は売却損が発生するなど、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

#### 繰延税金資産に係るリスク

繰延税金資産については、現行の会計基準に従い、現時点において想定される様々な予測・仮定を前提に将来の課税所得見積りを合理的に行った上で計上しているが、実際の課税所得が想定と異なること等により、繰延税金資産が減少し、自己資本比率が低下する可能性がある。また、計上している繰延税金資産については、今後の利益(課税所得)をもって全額回収可能と考えているが制度面の変更等によっては、一部取崩しを求められる可能性がある。

### (6) 取引先等の信用リスクに係るもの

#### 滞留化債権発生リスク

当社グループを含む総合建設業者においては、お客様との工事請負契約内容等により原則、請負工事代金債権を流動化できない特徴を有している。当社は工事受注に関し、審査体制を充実させるとともに与信管理には細心の注意を払っているが、お客様の予期せぬ経営状況、財務状況の悪化により滞留化債権が発生した場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

#### 手付金等保証に係るリスク

当社グループは、共同住宅等建設工事の発注者が、共同住宅の入居予定者から手付金等を預かるに際して同手付金等に対して債務保証をすることがある。同発注者の経営状況や財務状況等が悪化した場合には、当社グループが保証履行をすることになり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

#### 協力会社の信用リスク

当社グループは、建設業の特性として多数の施工協力会社との取引がある。何らかの要因により、これらの施工協力会社の業績や財務状況が悪化した場合には、当社グループが資金負担や援助等を行うことにより、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

## 共同企業体の運営リスク

当社は、工事施工を行う際に、同業他社と共同企業体を組成する場合がある。共同企業体の構成員である同業他社に問題が発生した場合には、施工の進捗に支障をきたす等、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

## (7) 当社の管理面に係るリスク

### 法令違反等の発生によるリスク

当社グループは、国内において事業活動を行う上で、商法、証券取引法、独占禁止法等、会社経営に係る一般的な法令諸規制や、建設業法、建築基準法、宅建業法等の建設業関連法令諸規制の適用を受けている。また、海外での事業活動については、それぞれの国や地域の法令諸規制の適用も受けている。当社グループは、これらの法令諸規制が遵守されるよう、役職員に対するコンプライアンスの徹底や法令リスク管理等を行っているが、これらの法令諸規制の違反が発生した場合には、当社グループの事業運営や、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

### 業務リスクの顕在化によるリスク

当社グループは、業務の遂行に際して、役職員による不正確な業務、あるいは不正や過失等に起因する不適切な業務が行われることにより損失が発生しないよう、管理職の指導強化や管理者の育成に努めているが、重大な業務リスクが発生した場合には、当社グループの業務運営や、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

### 情報漏洩等の発生によるリスク

当社グループは、お取引のある法人及び個人の情報を保有している。これらの情報管理については、情報管理に関する社内諸規定を整備するなど社内の管理体制を整えるとともにシステム上のセキュリティ対策を行うなど細心の注意を払っている。しかしながら、これらの対策にもかかわらず、重要な情報が外部へ漏洩した場合には、当社グループの社会的信用の低下を招くだけでなく、当社グループの業務運営への支障や、損害賠償請求等の発生により当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。また、将来的に情報管理体制整備のためのコストが増加する可能性がある。

### コンピューターシステム障害の発生によるリスク

当社グループにおいては、本支店間ならびに作業所を結ぶネットワークを構築し、各拠点間で情報の共有を行うとともに、主に基幹事務処理業務にコンピューターシステムを導入している。重要なシステムやデータについては日次でバックアップを行い、早急に障害復旧ができる体制を構築しているが、重大なシステム障害が発生した場合は、作業所における施工業務には大きな支障はないと考えられるものの、事務処理に関しては多大な影響が発生することが予想され、当社グループの業務運営や経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

### 人事上のリスクの顕在化によるリスク

当社グループは、多数の従業員を雇用しており、日頃より有能な人材の確保や育成等に努めている。しかしながら、人材の大量流出等が生じた場合には、当社グループの業務運営や、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

### 工事目的物の欠陥リスク

当社グループは工事目的物の品質管理には万全を期しているが、欠陥が発生した場合には、お客様に対する信頼を失うとともに、瑕疵担保責任が生じることもあり、その際には経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

### 災害や事故によるリスク

当社グループは多くの施工現場を有しており、労働災害や人為的な操業事故を未然に防止するため、様々な安全対策の徹底を図っている。しかしながら、何らかの人為的な原因で操業事故等が発生した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性がある。その他地震等の自然災害により事故が発生すると操業を停止せざるを得なくなる可能性がある。これら予期せぬ事故が発生した場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

## 5 【経営上の重要な契約等】

平成18年1月27日に安藤建設株式会社との更なる関係強化と事業シナジーの創出を目指し、資本業務提携の強化に関する契約を締結した。

概要は以下の通りである。

### (1) 資本業務提携強化の内容

両社の信頼・協力関係を一層深め、業務提携をより円滑に推進するため、安藤建設株式会社による当社普通株式10,000千株の取得、安藤建設株式会社に対して行使時に当社普通株式12,500千株となる新株予約権の割当を行った。

### (2) 業務提携の強化の内容

競争力、収益力の向上を図るため、以下の項目を中心に業務提携を強化する。

高層住宅、P F I、再開発等の大型建築案件の共同受注

民間土木案件の共同受注（土壌汚染対策、環境分野等）

海外土木案件への共同取組

共同購買の強化

共同技術開発、技術協力、社員教育の協力等

## 6 【研究開発活動】

### （建設事業）

当社グループは、常に「社会の一員としてひとりひとりの価値創造を活かし、豊かな未来の実現に貢献する」を基本理念として、土木・建築・環境分野を柱に、さらなる品質の安定と十分な顧客満足を確保するべく積極的に技術・研究開発活動を推進し、その成果の展開に取り組んでいる。

当連結会計年度における研究開発への投資総額は約16億円（消費税抜き）である。この中には、社外からの受託研究に係わる費用約3億円が含まれている。当連結会計年度における主な研究成果等は次のとおりである。

#### （1）大深度・低空頭型CSM（カッターソイルミキシング）工法

- 新しいソイルセメント壁の造成工法を開発 -

本工法は、低空頭型掘削機に水平多軸回転カッターを吊り下げ方式で装備した機械により、ソイルセメント地中連続壁を施工するものであり、今後需要が見込まれる大深度地下への地中連続壁の施工等への適用が期待される。当連結会計年度においては、試験施工により硬質地盤への対応力やコストの面で従来の工法より優れていることが確認されたので、今後は広く営業展開を図っていく予定である。

#### （2）パイルド・ラフト基礎工法

- 設計技術を確立し、設計マニュアルを作成 -

パイルド・ラフト基礎工法について、短時間で最適な設計を可能にする技術を、ゼネコン4社の共同研究会において確立し設計マニュアルを作成した。同工法は、パイル（杭基礎）とラフト（直接基礎）を組み合わせるもので、杭の本数や長さを低減することにより、コストダウンと環境負荷の低減が期待できる為、今後積極的に採用していく。

#### （3）地震リスク評価プログラム「HASEL」

- 地震による構造物被害をパソコン上で精度良く評価 -

本プログラムは、地震による構造物の被害をパソコン上で評価するプログラムであり、安藤建設株式会社と共同で開発した。従来の統計値に基づく地震リスク評価方法に加えて、応答スペクトル法を採用することにより、高精度の評価が可能になっている。不動産のデュ・ディリジェンスにおける地震リスク評価や、耐震改修の提案、地震後のBCP（事業継続計画）の策定支援等に活用して行く。

#### （4）ジオメルト工法による汚染土壌・汚染物の無害化処理

- POPs（残留性有機汚染物質）廃農薬の無害化処理工事に適用 -

本工法は、汚染土壌・汚染物中に電流を流すことによって高温熔融し、有害物を分解・無害化する技術である。当連結会計年度においては、地下に埋設されていた廃農薬の無害化処理に適用し、99.999%以上の分解率で無害化を完了した。平成18年度も、廃農薬の処理が多く地域で計画されており、当社は本工法を積極的に展開して行く。

### （その他の事業）

当連結会計年度は、研究開発活動は特段行われていない。

## 7 【財政状態及び経営成績の分析】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末（平成18年3月31日）現在において当社グループが判断したものである。

### （1）重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されている。

この連結財務諸表の作成にあたって、当社グループは本業である建設事業の完成工事高の計上基準について、原則的に工事進行基準を採用している。

完成工事高の計上基準として、工事進行基準を採用している理由は、各事業年度の経営成績を適正かつ適時に表わすことができること、国際的にも工事進行基準を採用する方向にあることなどから、完成工事高の計上基準として合理的であると考えられることによるものである。

工事進行基準による完成工事高は、請負金額、工事総原価の見積りにより計上されることから、各事業年度末に工事進行基準採用工事毎に、請負金額、工事総原価について合理的に見直しを実施し、見積り要素に占める不確実性を排除している。

なお、当連結会計年度における工事進行基準による完成工事高は1,256億円、完成工事原価は 1,148億円である。

### （2）当連結会計年度の経営成績の分析

当社グループの当連結会計年度の経営成績は、売上高は当社の完成工事高が対前連結会計年度比3.4%の増加となったこと等により、前連結会計年度比2.3%増加の2,304億円となったが、売上総利益は当社の完成工事総利益が9.5%減少（利益率1.1%悪化）したこと等により、前連結会計年度比8.0%減少の174億円となった。

販売費及び一般管理費は本店等の移転による地代家賃の削減を中心に4億円削減（前連結会計年度比3.9%減少）したものの、売上総利益の減少により、営業利益は前連結会計年度比13.6%の減少の68億円となった。

営業外収支は金融収支の改善や本店等の移転による転貸差額の解消等にて改善したものの、営業利益の減少により、経常利益は56億円と前連結会計年度比7.5%減少となった。

特別損益は特別損失の減少により改善したが、以上により、当期純利益は21億円と前連結会計年度比18.3%の減少となった。

### （3）経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの本業である建設事業は、景気動向の影響を比較的受けやすい傾向にある。民間設備投資については、企業の収益改善を背景に堅調を維持すると予想されるが、公共事業投資については、依然として、削減傾向が続くと予想される。

当連結会計年度における提出会社単体ベースの完成工事高のうち、国内官公庁工事の割合は35.4%を占めており、公共事業投資が大幅に削減された場合は、当社グループの業績に影響を与える要因となる。

また、当連結会計年度における連結売上高に対する海外売上高は12.0%を占めている。

当社は、「ハザマ第2次中期計画（平成18年3月期～平成20年3月期）」において、海外事業を土木事業の核に育てることを目指しており、為替相場の急激な変動や進出国の政情・経済状況の変化によっては、当社グループの業績に影響を与える可能性がある。



#### (4) 戦略的現状と見通し

当社グループは、本業である建設業を取り巻く環境の変化に即応し、成長戦略への転換を図るべく、グループ会社の中核となる当社にて「ハザマ第2次中期計画（平成18年3月期～平成20年3月期）」を策定し、全力をあげて取り組んでいる。

計画1年目となる当連結会計年度においては、当社の本支店体制の効率化や人員の重点的配分を通じて、経営資源の適正化等を推し進めた結果、当社グループの当連結会計年度の経営成績は、売上高2,304億円、当期純利益21億円となり、売上高、当期純利益とも、年度当初の業績予想を上回るなど、一定の成果をあげ、将来の成長への基盤が整いつつあると判断している。

当社グループは引き続き、当社が中心となりグループの総力を挙げ、同計画の諸施策を実施し、計画の完遂に向けて取り組んでいく。

#### (5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの資金状況は、営業活動によるキャッシュ・フローでは、51億円のプラスとなった。主な内訳は、税金等調整前当期純利益46億円計上の他、売上債権の減少7億円、未成工事受入金の増加4億円、利息の支払い7億円などである。

投資活動によるキャッシュ・フローでは、16億円のマイナスとなった。主な内訳は、有形固定資産の取得による支出7億円、有価証券・投資有価証券の取得による支出6億円などである。

財務活動によるキャッシュ・フローでは、35億円のマイナスとなった。これは、営業活動から得られた収入により有利子負債の返済を進めたことなどによるものである。

以上により、現金及び現金同等物の期末残高は、期首残高と比較して2億円増加し、212億円となった。

#### (6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループの経営陣は、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき最善の経営方針を立案するよう努めているが、建設事業は景気動向の影響を比較的受けやすく、依然として建設市場は縮小傾向にあり、厳しい事業環境にある。

これらの状況を踏まえ、当社グループは、主な事業主体である当社が中心となり、成長戦略への転換をテーマとした「ハザマ第2次中期計画（平成18年3月期～平成20年3月期）」の諸施策を実施することにより、収益力のさらなる強化を図っていく。

また、財務政策としては、引き続き、安定した財務基盤の整備に努め、利益確保による自己資本の充実など、より強固な財務体質を実現していく。

以上により、今後の建設市場の縮小にも充分耐えうる収益力を確保し、引き続き、財務体質の強化を図りつつ、量的拡大を指向し、企業価値の向上を図っていく。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

(建設事業)

当連結会計年度は、工事施工効率化のための機械設備投資、基幹業務の基盤整備を目指した情報システム投資を中心に行い、その総額は約4億円であった。

(その他の事業)

当連結会計年度は、特段の設備投資は行われていない。

(注) 「第3設備の状況」における各事項の記載については、消費税等抜きの金額を表示している。

#### 2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成18年3月31日現在

事業所名 (所在地)	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
	建物・ 構築物 (賃借料)	機械・運搬 具・工具器 具備品	土地		合計	
			土地：㎡ (賃借面積)	金額 (賃借料)		
本店 (東京都港区)	2,841 (852)	255	51,223	3,211	6,308	864
技術研究所 (茨城県つくば市) 1	2,873	353	55,397 (20,540)	4,922 (44)	8,149	22
東北支店 (仙台市青葉区)	439	5	21,649	2,713	3,158	183
大阪支店 (大阪市北区)	129 (62)	23	13,785	956	1,109	200
九州支店 (福岡市中央区)	191 (30)	21	18,519	791	1,005	165

(2) 国内子会社

平成18年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
			建物・ 構築物	機械・運搬 具・工具器 具備品	土地		合計	
					土地：㎡ (賃借面積)	金額 (賃借料)		
ハザマ興業(株)	本店他 (東京都江東区)	その他の事業	125	203	26,146	512	841	227
青山機工(株)	本店他 (東京都江東区)	建設事業	24	768	36,511	117	910	191

- (注) 1 帳簿価額に建設仮勘定は含まない。
- 2 提出会社は建設事業の他にその他の事業を営んでいるが、大半の設備は建設事業又は共通的に使用されているので、事業の種類別セグメントに分類せず、主要な事業所ごと一括して記載している。
- 3 提出会社は、土地及び建物の一部を連結会社以外から賃借している。建物については当連結会計年度の賃借料を「建物・構築物」欄の( )内に外書きしている。また、土地については、「土地」欄の( )内に賃借面積及び当連結会計年度の賃借料を外書きしている。
- 4 1 提出会社の技術研究所は、建設事業における施工技術などの研究開発施設である。他の施設は、提出会社・子会社ともに事業用施設(事務所ビルほか)である。
- 5 主要な土地・建物で賃貸中のものはない。
- 6 リース契約による賃借設備で重要なものはない。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

#### (建設事業)

保有施設については、必要に応じて更新投資を進めて有効利用を促進し、また高度情報化社会に対応するため情報基盤整備及び技術研究開発には継続して投資を行う予定だが、重要な設備の新設及び除却等の計画はない。

#### (その他の事業)

設備の新設及び除却等の計画はない。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	397,250,000
第 種優先株式	750,000
第 種優先株式	875,000
第 種優先株式	875,000
第 種優先株式	250,000
計	400,000,000

(注) 定款に定めていた「普通株式につき消却があった場合または優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる」旨については、平成18年6月29日の定時株主総会において「定款一部変更の件」が決議された為、削除されている。

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成18年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成18年6月30日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	100,000,000	100,000,000	東京証券取引所 (市場第一部)	株主としての権利内容に制限 のない、標準となる株式
第 種優先株式	750,000	750,000	非上場・非登録	1
第 種優先株式	875,000	875,000	非上場・非登録	2
第 種優先株式	875,000	875,000	非上場・非登録	3
第 種優先株式	250,000	250,000	非上場・非登録	4
計	102,750,000	102,750,000		

1、 2、 3 第 種、第 種及び第 種優先株式は、現物出資（借入金の株式化）によって発行されている。

1 第 種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

第 種優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、第 種優先株式を有する株主（以下「第 種優先株主」という。）または第 種優先株式の登録株式質権者（以下「第 種優先登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、第 種優先株式1株につき下記 に定める額の剰余金（以下「第 種優先配当金」という。）を支払う。

優先配当金の額

1株あたりの第 種優先配当金の額は、第 種優先株式の発行価額（4,000円）に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率（以下「第 種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。ただし、初年度の第 種優先配当金については、配当起算日から事業年度の最終日までの日数（初日および最終日を含む。）で日割り計算した額とする。

第 種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果が400円を超える場合は、第 種優先配当金の額は400円とする。

第 種優先配当年率は、平成15年12月25日以降、次回配当年率修正日（下記に定義される。）の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$$\text{第 種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR（1年物）} + 1.500\%$$

第 種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当年率修正日」は、平成15年12月25日以降の毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年率修正日とする。

「日本円TIBOR（1年物）」とは、平成15年12月25日または各配当年率修正日において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（1年物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。

非累積条項

ある事業年度において第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対しては、第 種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

(2) 残余財産の分配

当会社の残余財産の分配をするときは、第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第 種優先株式1株につき4,000円を支払う。第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 議決権

第 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(4) 募集株式の割当て

当社は、法令の定める場合を除き、第 種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第 種優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利もしくは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当てもしくは新株予約権無償割当ては行わない。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

取得を請求し得べき期間

第 種優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成20年12月25日から平成35年12月24日までとする。

取得の条件

第 種優先株主は、上記 の期間中、1株につき下記(イ)ないし(ハ)に定める取得価額により、当会社に対して、当会社の普通株式の交付と引き換えに第 種優先株式を取得することを請求することができる。

(イ) 当初取得価額

当初取得価額は、平成16年1月1日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

(ロ) 取得価額の修正

取得価額は、平成21年10月1日以降平成35年10月1日まで、毎年10月1日（以下それぞれ「取得価額修正日」という。）に、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。）に修正される（修正後取得価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間内に、下記(ハ)で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）。ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）の75%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下「下限取得価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を下回る場合には下限取得価額をもって、また、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）を上回る場合には当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）をもって修正後取得価額とする。

(八) 取得価額の調整

- a. 第一種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、取得価額を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する。取得価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

- (i) 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（自己株式を処分する場合を含む。）、調整後取得価額は、払込みの翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。処分される自己株式の数は取得価額調整式における「新規発行普通株式数」に算入される。
- (ii) 株式の分割（無償割当てを含む。）により普通株式を発行する場合、調整後取得価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。
- (iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社が取得すると引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式または権利行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算出されるものとする。）が取得価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権を行使できる証券（権利）を発行する場合、調整後取得価額は、その証券（権利）の発行日に、または募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券（権利）の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降またはその基準日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される（下記

( )も同様とする。 )。

- (iv) 当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式または新株予約権を行使できる証券(権利)であって、取得価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず発行日以降の一定の日(以下「価額決定日」という。)の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された取得価額または権利行使により発行される普通株式1株あたりの払込金額(ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算出されるものとする。)が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後取得価額は、当該価額決定日の時点で残存する証券(権利)の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- b. 上記aに掲げる場合のほか、合併、資本金の額の減少または普通株式の併合等により取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する取得価額により変更される。
- c. 取得価額調整式に使用する1株あたりの時価は、調整後取得価額を適用する日(ただし、上記a( )ただし書きの場合には基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記45取引日の間に、上記aまたはbで定める取得価額の調整事由が生じた場合には、取得価額調整式で使用する時価(当該平均値)は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- d. 取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。なお、処分される自己株式の数は取得価額調整式に使用する既発行普通株式数からは控除される。
- e. 取得価額調整式に使用する1株あたりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。
- (i) 上記a(i)の時価を下回る払込金額をもって募集株式の発行等をする場合には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額)
- (ii) 上記a(ii)の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円
- (iii) 上記a(iii)の時価を下回る価額をもって当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式またはa( )で定める内容の新株予約権を行使できる証券(権利)を交付する場合は、当該取得価額または当該新株予約権の行使によ



り交付される普通株式1株あたりの払込金額(ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算定されるものとする。)

- (iv) 上記a(iv)の場合は、価額決定日に決定された取得価額または新株予約権の行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額(ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算定されるものとする。)

取得請求により交付すべき普通株式数

第 種優先株式の取得請求により交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得請求により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第 種優先株主が取得請求のために提出した第 種優先株式の発行価額の総額}}{\text{取得価額}}$$

取得請求により交付すべき普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

取得請求により交付する株式の内容

当会社普通株式

取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

取得効力の発生

取得の効力は、取得請求書および第 種優先株式の株券が上記 に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。ただし、第 種優先株式の株券が発行されていない場合は、株券の提出は要しないものとする。

取得請求による普通株式の交付後第1回目の配当

第 種優先株式の取得請求により交付された普通株式に対する最初の剰余金の配当は、取得請求または下記(6)に記載する一斉取得がなされたときに属する事業年度の始めにおいて取得があったものとみなしてこれを支払う。

(6) 第1種優先株式の一斉取得

取得を請求し得べき期間中取得請求のなかった第 種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という。)をもって、当社が当該株式の全部を取得すると引き換えに、第 種優先株主に対し、第 種優先株式1株の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数は除く。以下「一斉取得価額」という。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

この場合、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合には下限取得価額をもって、また、一斉取得

価額が上限取得価額を上回る場合には上限取得価額をもって一斉取得価額とする。上限取得価額とは、当初取得価額に等しい金額（ただし、上記(5) (八)により調整される。）をいう。

前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(7) 優先順位

当社の発行する各種の優先株式の優先配当金ならびに残余財産の分配の支払順位は、第 種累積未払配当金を除き同順位とする。

2 第 種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

第 種優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、第 種優先株式を有する株主（以下「第 種優先株主」という。）または第 種優先株式の登録株式質権者（以下「第 種優先登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、第 種優先株式1株につき下記 に定める額の剰余金（以下「第 種優先配当金」という。）を支払う。

## 優先配当金の額

1株あたりの第 種優先配当金の額は、第 種優先株式の発行価額（4,000円）に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率（以下「第 種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。ただし、初年度の第 種優先配当金については、配当起算日から事業年度の最終日までの日数（初日および最終日を含む。）で日割り計算した額とする。

第 種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果が400円を超える場合は、第 種優先配当金の額は400円とする。

第 種優先配当年率は、平成15年12月25日以降、次回配当年率修正日（下記に定義される。）の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$$\text{第 種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR（1年物）} + 1.750\%$$

第 種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当年率修正日」は、平成15年12月25日以降の毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年率修正日とする。

「日本円TIBOR（1年物）」とは、平成15年12月25日または各配当年率修正日において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（1年物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。

## 非累積条項

ある事業年度において第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

## 非参加条項

第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対しては、第 種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

## (2) 残余財産の分配

当会社の残余財産の分配をするときは、第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第 種優先株式1株につき4,000円を支払う。第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配を行わない。

## (3) 議決権

第 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

## (4) 募集株式の割当て

当会社は、法令に定める場合を除き、第 種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第 種優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

## (5) 普通株式を対価とする取得請求権

取得を請求し得べき期間

第 種優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成22年12月25日から平成37年12月24日ま

でとする。

#### 取得の条件

第 種優先株主は、上記 の期間中、1株につき下記(イ)ないし(ハ)に定める取得価額により、当会社に対して、当会社の普通株式の交付と引き換えに第 種優先株式を取得することを請求することができる。

##### (イ) 当初取得価額

当初取得価額は、平成16年1月1日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

##### (ロ) 取得価額の修正

取得価額は、平成23年10月1日以降平成37年10月1日まで、毎年10月1日（以下それぞれ「取得価額修正日」という。）に、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。）に修正される（修正後取得価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間に、下記(ハ)で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）。ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）の70%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下「下限取得価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を下回る場合には下限取得価額をもって、また、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）を上回る場合には当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）をもって修正後取得価額とする。

##### (ハ) 取得価額の調整

- a. 第 種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、取得価額を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する。  
取得価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

- (i) 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（自己株式を処分する場合を含む。）、調整後取得価額は、払込みの翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。処分される自己株式の数は取得価額調整式における「新規発行普通株式数」に算入される。

- (ii) 株式の分割（無償割当てを含む。）により普通株式を発行する場合、調整後取得価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。
- (iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社が取得すると引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式または権利行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算出されるものとする。）が取得価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権を行使できる証券（権利）を発行する場合、調整後取得価額は、その証券（権利）の発行日に、または募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券（権利）の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降またはその基準日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される（下記（ ）も同様とする。）。
- (iv) 当社が取得すると引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式または新株予約権を行使できる証券（権利）であって、取得価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず発行日以降の一定の日（以下「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された取得価額または権利行使により発行される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算出されるものとする。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後取得価額は、当該価額決定日の時点で残存する証券（権利）の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

b. 上記aに掲げる場合のほか、合併、資本金の額の減少または普通株式の

併合等により取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する取得価額により変更される。

- c. 取得価額調整式に使用する1株あたりの時価は、調整後取得価額を適用する日（ただし、上記a( )ただし書きの場合には基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記45取引日の間に、上記aまたはbで定める取得価額の調整事由が生じた場合には、取得価額調整式で使用する時価（当該平均値）は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- d. 取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数とする。なお、処分される自己株式の数は取得価額調整式に使用する既発行普通株式数からは控除される。
- e. 取得価額調整式に使用する1株あたりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。
  - (i) 上記a( )の時価を下回る払込金額をもって募集株式の発行等をする場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額）
  - (ii) 上記a(ii)の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円
  - (iii) 上記a(iii)の時価を下回る価額をもって当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式またはa( )で定める内容の新株予約権を行使できる証券（権利）を交付する場合は、当該取得価額または当該新株予約権の行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の合計額の普通株式1株当たりの額により算定されるものとする。）
  - (iv) 上記a(iv)の場合は、価額決定日に決定された取得価額または新株予約権の行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の合計額の普通株式1株当たりの額により算定されるものとする。）

取得請求により交付すべき普通株式数

第 種優先株式の取得請求により交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

すべき普通株式数 =

取得価額

取得請求により交付すべき普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

取得請求により交付する株式の内容

当会社普通株式

取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

取得効力の発生

取得の効力は、取得請求書および第 種優先株式の株券が上記 に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。ただし、第 種優先株式の株券が発行されていない場合は、株券の提出は要しないものとする。

取得請求による普通株式の交付後第1回目の配当

第 種優先株式の取得請求により交付された普通株式に対する最初の剰余金の配当は、取得請求または下記(6)に記載する一斉取得がなされたときに属する事業年度の始めにおいて取得があったものとみなしてこれを支払う。

(6) 第 種優先株式の一斉取得

取得を請求し得べき期間中取得請求のなかった第 種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって、当社が当該株式の全部を取得すると引き換えに、第 種優先株主に対し、第 種優先株式1株の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。以下「一斉取得価額」という。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

この場合、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合には下限取得価額をもって、また、一斉取得価額が上限取得価額を上回る場合には上限取得価額をもって一斉取得価額とする。上限取得価額とは、当初取得価額に等しい金額（ただし、上記(5) (八)により調整される。）をいう。

前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(7) 優先順位

当社の発行する各種の優先株式の優先配当金ならびに残余財産の分配の支払順位は、第 種累積未払配当金を除き同順位とする。

3 第 種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

第 種優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、第 種優先株式を有する株主（以下「第 種優先株主」という。）または第 種優先株式の登録株式質権者（以下「第 種優先登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、第 種優先株式1株につき下記 に定める額の剰余金（以下「第 種優先配当金」という。）を支払う。

優先配当金の額

1株あたりの第 種優先配当金の額は、第 種優先株式の発行価額（4,000円）に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率（以下「第 種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。ただし、初年度の第 種優先配当金については、配当起算日から事業年度の最終日までの日数（初日および最終日を含む。）で日割り計算した額とする。

第 種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果が400円を超える場合は、第 種優先配当金の額は400円とする。

第 種優先配当年率は、平成15年12月25日以降、次回配当年率修正日（下記に定義される。）の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$$\text{第 種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR（1年物）} + 2.000\%$$

第 種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当年率修正日」は、平成15年12月25日以降の毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年率修正日とする。



「日本円TIBOR（1年物）」とは、平成15年12月25日または各配当年率修正日において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（1年物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。

#### 累積条項

ある事業年度において、第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額（以下「第 種累積未払配当金」という。）は翌事業年度に限り、第 種ないし第 種優先配当金および普通株主または普通登録質権者に対する剰余金の配当に先立って、これを第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対して支払う。

#### 参加条項

第 種優先配当金が支払われた後に残余利益があるときは、普通株主または普通登録質権者に対して、1株につき第 種優先配当金と同額にいたるまで剰余金の配当を行うことができ、さらに残余について剰余金の配当を行うときは、第 種優先株主または第 種優先登録質権者および普通株主または普通登録質権者に対し、1株につき同等の金額を支払う。

#### (2) 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第 種優先株式1株につき4,000円を支払う。第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配を行わない。

#### (3) 議決権

第 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

#### (4) 募集株式の割当て

当社は、法令の定める場合を除き、第 種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第 種優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て若しくは新株予約権無償割当ては行わない。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

取得を請求し得べき期間

第 種優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成24年12月25日から平成39年12月24日までとする。

取得の条件

第 種優先株主は、上記 の期間中、1株につき下記(イ)ないし(ハ)に定める取得価額により、当会社に対して、当会社の普通株式の交付と引き換えに第 種優先株式を取得することを請求することができる。

(イ) 当初取得価額

当初取得価額は、平成16年1月1日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

(ロ) 取得価額の修正

取得価額は、平成25年10月1日以降平成39年10月1日まで、毎年10月1日（以下それぞれ「取得価額修正日」という。）に、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。）に修正される（修正後取得価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間に、下記(ハ)で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）。ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）の70%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下「下限取得価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を下回る場合には下限取得価額をもって、また、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）を上回る場合には当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）をもって修正後取得価額とする。

(ハ) 取得価額の調整

- a. 第 種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、取得価額を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する。  
取得価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

- (i) 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（自己株式を処分する場合を含む。）、調整後取得価額は、払込みの翌日以降、または募集

のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。処分される自己株式の数は取得価額調整式における「新規発行普通株式数」に算入される。

- (ii) 株式の分割（無償割当てを含む。）により普通株式を発行する場合、調整後取得価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。
- (iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式または権利行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算出されるものとする。）が取得価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権を行使できる証券（権利）を発行する場合、調整後取得価額は、その証券（権利）の発行日に、または募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券（権利）の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降またはその基準日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される（下記( )も同様とする。）。
- (iv) 当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式または新株予約権を行使できる証券（権利）であって、取得価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず発行日以降の一定の日（以下「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された取得価額または権利行使により発行される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算出されるものとする。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後取得価額は、当該価額決定日の時点で残存する証券（権利）の全額が取得またはすべての新株予

約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- b. 上記aに掲げる場合のほか、合併、資本金の額の減少または普通株式の併合等により取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する取得価額により変更される。
- c. 取得価額調整式に使用する1株あたりの時価は、調整後取得価額を適用する日（ただし、上記a( )ただし書きの場合には基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記45取引日の間に、上記aまたはbで定める取得価額の調整事由が生じた場合には、取得価額調整式で使用する時価（当該平均値）は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- d. 取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数とする。なお、処分される自己株式の数は取得価額調整式に使用する既発行普通株式数からは控除される。
- e. 取得価額調整式に使用する1株あたりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。
  - (i) 上記a( )の時価を下回る払込金額）をもって募集株式の発行等をする場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額）
  - (ii) 上記a(ii)の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円
  - (iii) 上記a(iii)の時価を下回る価額をもって当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式またはa( )で定める内容の新株予約権を行使できる証券（権利）を交付する場合は、当該取得価額または当該新株予約権の行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の合計額の普通株式1株当たりの額により算定されるものとする。）

- (iv) 上記a(iv)の場合は、価額決定日に決定された取得価額または新株予約権の行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の合計額の普通株式1株当たりの額により算定されるものとする。）

取得請求により交付すべき普通株式数

第 種優先株式の取得請求により交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得請求により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第 種優先株主が取得請求のために提出した第 種優先株式の発行価額の総額}}{\text{取得価額}}$$

取得請求により交付すべき普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

取得請求により交付する株式の内容

当会社普通株式

取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

取得効力の発生

取得の効力は、取得請求書および第 種優先株式の株券が上記 に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。ただし、第 種優先株式の株券が発行されていない場合は、株券の提出は要しないものとする。

取得請求による普通株式の交付後第1回目の配当

第 種優先株式の取得請求により交付された普通株式に対する最初の剰余金の配当は、取得の請求または下記(6)に記載する一斉取得がなされたときに属する事業年度の始めにおいて取得があったものとみなしてこれを支払う。

#### (6) 第 種優先株式の一斉取得

取得を請求し得べき期間中取得請求のなかった第 種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって、当社が当該株式の全部を取得すると引き換えに、第 種優先株主に対し、第 種優先株式1株の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。以下「一斉取得価額」という。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

この場合、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合には下限取得価額をもって、また、一斉取得価額が上限取得価額を上回る場合には上限取得価額をもって一斉取得価額とする。上限取得価額とは、当初取得価額に等しい金額（ただし、上記(5) (八)により調整される。）をいう。

前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(7) 優先順位

当社の発行する各種の優先株式の優先配当金ならびに残余財産の分配の支払順位は、第 種累積未払配当金を除き同順位とする。

4 第 種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

第 種優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、第 種優先株式を有する株主（以下「第 種優先株主」という。）または第 種優先株式の登録株式質権者（以下「第 種優先登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、第 種優先株式1株につき下記 に定める額の剰余金（以下「第 種優先配当金」という。）を支払う。

優先配当金の額

1株あたりの第 種優先配当金の額は、第 種優先株式の発行価額（4,000円）に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率（以下「第 種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。ただし、初年度の第 種優先配当金については、配当起算日から事業年度の最終日までの日数（初日および最終日を含む。）で日割り計算した額とする。

第 種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果が400円を超える場合は、第 種優先配当金の額は400円とする。

第 種優先配当年率は、平成15年12月25日以降、次回配当年率修正日（下記に定義される。）の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$$\text{第 種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR（1年物）} + 1.875\%$$

第 種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当年率修正日」は、平成15年12月25日以降の毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年率修正日とする。

「日本円TIBOR（1年物）」とは、平成15年12月25日または各配当年率修正日において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（1年物）が公表されていなければ、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。

非累積条項

ある事業年度において第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対しては、第 種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

(2) 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第 種優先株式1株につき4,000円を支払う。第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 金銭を対価とする取得請求

取得請求額

第 種優先株主は、当社に対し平成16年8月1日以降、第 種優先株式の一部または全部の金銭による取得を請求することができる。

取得限度額

当社は、上記 の請求がなされた場合に限り、毎年7月31日までの1年間に取得請求のあった第 種優先株式について、その直前の事業年度の株主資本等変動計算書における繰越利益剰余金の当期末残高（繰越利益剰余金の当期末残高がマイナスの場合も含む）と「その他資本剰余金」の当期末残高の合計額（0円を下回る場合には0円として計算する。）に本優先株式の取得を目的とした任意積立金の額（かかる任意積立金がない場合には任意積立金の額は0円として計算する。）を加えた金額を上限として、毎年10月31日までに取得手続を行うものとする。

取得の対価

当社は、第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対し、取得の対価として発行価額相当額を支払うものとする。

抽選その他の方法

上記 による取得請求の総額が、上記 に定める取得のための限度額を超える場合は、抽選その他の方法により取得すべき第 種優先株式を決定する。

(4) 議決権

第 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(5) 募集株式の割当て

当社は、第 種優先株式について、株式の併合または分割を行わない。また、第 種優先株主に対し、第 種優先株式に関して、募集株式の割当てを受ける権利もしくは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当てもしくは新株予約権無償割当ては行わない。

(6) 普通株式を対価とする取得請求権

取得を請求し得べき期間

第 種優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成20年12月25日から平成35年12月24日までとする。

## 取得の条件

第 種優先株主は、上記 の期間中、1株につき下記(イ)ないし(ハ)に定める取得価額により、当会社に対して、当会社の普通株式の交付と引き換えに第 種優先株式を取得することを請求することができる。

### (イ) 当初取得価額

当初取得価額は、平成16年1月1日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

### (ロ) 取得価額の修正

取得価額は、平成21年10月1日以降平成35年10月1日まで、毎年10月1日（以下それぞれ「取得価額修正日」という。）に、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。）に修正される（修正後取得価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間内に、下記(ハ)で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）。ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）の75%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下「下限取得価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を下回る場合には下限取得価額をもって、また、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）を上回る場合には当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）をもって修正後取得価額とする。

### (ハ) 取得価額の調整

a. 第 種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、取得価額を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する。取得価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

- (i) 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（自己株式を処分する場合を含む。）、調整後取得価額は、払込みの翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。処分される自己株式の数は取得価額調整式における「新規発行普通株式数」に算入される。



- (ii) 株式の分割（無償割当てを含む。）により普通株式を発行する場合、調整後取得価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の額の減少して資本金の額を増加することの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。
  - (iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式または権利行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算出されるものとする。）が取得価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権を行使できる証券（権利）を発行する場合、調整後取得価額は、その証券（権利）の発行日に、または募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券（権利）の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降またはその基準日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される（下記（ ）も同様とする。）。
  - (iv) 当会社が取得するのと引換えに普通株式にの交付を請求することができる株式または新株予約権を行使できる証券（権利）であって、取得価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず発行日以降の一定の日（以下「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された取得価額または権利行使により発行される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算出されるものとする。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後取得価額は、当該価額決定日の時点で残存する証券（権利）の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- b. 上記aに掲げる場合のほか、合併、資本金の額の減少または普通株式の併合等により取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する取得価額により変更される。

- c. 取得価額調整式に使用する1株あたりの時価は、調整後取得価額を適用する日（ただし、上記a( )ただし書きの場合には基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記45取引日の間に、上記aまたはbで定める取得価額の調整事由が生じた場合には、取得価額調整式で使用する時価（当該平均値）は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- d. 取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数とする。なお、処分される自己株式の数は取得価額調整式に使用する既発行普通株式数からは控除される。
- e. 取得価額調整式に使用する1株あたりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。
- (i) 上記a( )の時価を下回る払込金額をもって募集株式の発行等をする場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額）
  - (ii) 上記a(ii)の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円
  - (iii) 上記a(iii)の時価を下回る価額をもって当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式またはa( )で定める内容の新株予約権を行使できる証券（権利）を交付する場合は、当該取得価額または当該新株予約権の行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の合計額の普通株式1株当たりの額により算定されるものとする。）
  - (iv) 上記a(iv)の場合は、価額決定日に決定された取得価額または新株予約権の行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の合計額の普通株式1株当たりの額により算定されるものとする。）

取得請求により交付すべき普通株式数

第 種優先株式の取得請求により交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得請求により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第 種優先株主が取得請求のために提出した第 種優先株式の発行価額の総額}}{\text{取得価額}}$$

取得請求により交付すべき普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

取得請求により交付する株式の内容

当会社普通株式

取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

取得の効力の発生

取得の効力は、取得請求書および第 種優先株式の株券が上記 に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。ただし、第 種優先株式の株券が発行されていない場合は、株券の提出は要しないものとする。

取得請求による普通株式の交付後第1回目の配当

第 種優先株式の取得請求により交付された普通株式に対する最初の剰余金の配当は、取得請求または下記(7)に記載する一斉取得がなされたときに属する事業年度の始めにおいて取得があったものとみなしてこれを支払う。

(7) 第 種優先株式の一斉取得

取得を請求し得べき期間中取得請求のなかった第 種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって、当会社が当該株式の全部を取得すると引き換えに、第 種優先株主に対し、第 種優先株式1株の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。以下「一斉取得価額」という。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

この場合、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合には下限取得価額をもって、また、一斉取得価額が上限取得価額を上回る場合には上限取得価額をもって一斉取得価額とする。上限取得価額とは、当初取得価額に等しい金額（ただし、上記(6) (八)により調整される。）をいう。

前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(8) 優先順位

当会社の発行する各種の優先株式の優先配当金ならびに残余財産の分配の支払順位は、第 種累積未払配当金を除き同順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は旧商法280条ノ20の規定に基づき新株予約権を発行している。

平成18年3月15日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成18年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年5月31日)
新株予約権の数(個) 1	125	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) 1	12,500,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円) 2	1株当たり 347	同左
新株予約権の行使期間 3	自 平成19年4月2日 至 平成22年12月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) 4	発行価格 350.43 資本組入額 176	同左
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。	同左

1 本新株予約権1個の目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は100,000株である。

ただし、下記(1)ないし(3)により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(1)当社が 2(3)の規定に従って行使価額( 2(1)に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額および調整後行使価額は、 2(3)に定める調整前行使価額および調整後行使価額とする。

(2)調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる 2(3) および による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(3)割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨およびその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、 2(3) (口)ただし書に示される株式分割の場合、その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

2

(1)本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行しまたはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行または移転を「交付」という。)する場合における株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)は、当初347円とする。

(2)行使価額の修正

平成19年4月2日以降、 5(1)に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「決定日」という。)の前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値のない場合は、前取引日における終値)の99%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「決定日価額」という。)が、当該決定日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合または下回る場合には、行使価額は、当該決定日以降、当該決定日価額に修正される。なお、決定日に、(3) または で定める行使価額の調整が生じた場合には、修正後の行使価額は、本新株予約権の新株予約権発行要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、か

かる算出の結果、決定日価額が174円(以下「下限行使価額」という。ただし、(3) ないし による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。

### (3)行使価額の調整

当社は、本新株予約権の発行後、に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl} & & \text{既発行株式} & & \text{新発行・処分株式} & & \text{1株当たりの} \\ & & \text{数} & + & \text{数} & \times & \text{発行・処分価額} \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & & & \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & & & \\ & & & & & & \text{時価} \\ & & & & \text{既発行株式数 + 新発行・処分株式数} & & \end{array}$$

行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ) (ロ)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引き換えに交付する場合または当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の取得または行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられてたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(ロ)当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合。

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降(ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えているため基準日がある場合は、その日の翌日以降)、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の額を減少して資本金に組み入れられることの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割または株式無償割当てのための基準日とする場合には、調整後の行使価額は、当該剰余金の額を減少して資本金に組み入れられることの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお、上記ただし書の場合において、株式分割又は株式無償割当てのための基準日の翌日から当該剰余金の額を減少して資本金に組み入れられることの決議をした株主総会の終結の日までに行使請求をなした者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとし、株券の交付については5(2)の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ハ)取得請求権付株式であって、その取得と引換えに(ロ)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合または(ロ)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券または権利(以下、「取得請求権付株式等」という。)のすべてが当初の取得価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権および新株予約権付

社債の場合は割当日)または株式無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受け  
る権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(イ)行使価額調整式の計算の結果生じる円位未満の端数は切り捨てるものとする。

(ロ)行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、(ロ)ただし書の場合は基準日)に先立つ  
45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の  
毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小  
数第2位を切り捨てる。

(ハ)行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額  
を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し  
た数とする。また、(ロ)の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日における当社の有する  
当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

(イ)株式の併合、資本金の額の減少、会社法第5編第3章第2節に定められた新設分割、同章1節に定められた吸収分割、ま  
たは同編第2章に定められた合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

(ロ)その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

(ハ)行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき  
時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(2)または ないし により行使価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨およびその事由、  
修正前または調整前の行使価額、修正後または調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載  
された各新株予約権者に通知する。ただし、(ロ)ただし書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知  
を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

3 当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合、当社  
取締役会で定める取得日に先立つ1か月以上前に、新株予約権証券を当該取得日までに当社に提出すべき旨を公告し、かつ、新株  
予約権原簿に記載された各新株予約権者に対して通知を行った上で、当該取得日に、本新株予約権1個当たり343,000円にて、残  
存する本新株予約権の全部を取得する。この場合、取得される本新株予約権については、当該取得日の前日を権利行使期間の最  
終日とする。

4

(1)新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により発行する当社普通株式の発行価格は、350.43円とする。ただし、 1(1)ないし(3)および 2(2)ま  
たは 2(3)によって修正または調整が行われることがある。

(2)本新株予約権の行使により発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本  
金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加す  
る資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

5 本新株予約権行使の効力発生時期等

(1)本新株予約権の行使の効力は、行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ払込金が指定口座に入金されたときに生じるもの  
とする。ただし、当該行使にかかる本新株予約権につき新株予約権証券が発行されている場合には、行使請求書に当該新株予約  
権証券を添付しなければならない。

(2)当社は、本新株予約権の行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

6 本新株予約権行使請求および払込みの方法

(1)本新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による行使請求書(以下「行使請求書」という。)に必要事項を記入し、  
記名捺印の上、これを7に定める行使請求受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)に提出するものとする。当該行使に

かかる本新株予約権につき新株予約権証券が発行されている場合には、行使請求書に当該新株予約権証券を添付しなければならない。

(2)前号の行使請求書の提出とともに、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式にかかる行使価額の全額（以下「払込金」という。）を現金にて8に定める払込取扱場所の当社の指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。

(3)行使請求受付場所に本新株予約権行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。

7 本新株予約権の行使請求受付場所

株式会社間組 経営企画本部 総務部  
東京都港区虎ノ門二丁目2番5号

8 本新株予約権の行使に関する払込取扱場所

株式会社みずほコーポレート銀行 内幸町営業部  
東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

9 新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求あるときに限り新株予約権証券を発行するものとする。

10 新株予約権行使後第1回目の配当

本新株予約権の行使により交付された当社普通株式の剰余金の配当については、行使がなされた日の属する事業年度の初めの日に当社普通株式の交付があったものとみなして、これを支払う。ただし、会社法第454条第5項に基づき、9月30日を同項に規定する一定の日とする中間配当制度を設けるための定款変更をした場合は、行使により交付された当社普通株式の剰余金の配当または会社法第454条第5項に基づく剰余金の配当については、本新株予約権の行使が毎年4月1日から9月30日までの間になされたときは4月1日に、毎年10月1日から翌年3月31日までの間になされたときは10月1日に、それぞれ当社普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。

11 1単元の数の定めを廃止等に伴う取扱い

本新株予約権の発行日後、当社が1単元の株式の数の定めを廃止する場合等には、会社法の規定および本要項の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、必要な措置を講ずる。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成15年10月1日 1	100,000	100,000	5,000	5,000	5,000	5,000
平成15年12月25日 2	2,750	102,750	7,000	12,000	4,000	9,000
平成17年8月4日 3	-	102,750	-	12,000	6,000	3,000

1 会社分割による発行。当社は、設立に際して普通株式100,000,000株を発行し、平成15年9月30日の旧ハザマ（現商号：青山管財株式会社）の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む）に記載された株主（実質株主を含む）に対して、その所有する旧ハザマの普通株式1株につき、当社の発行株式0.1株の割合をもって割当交付し、並びに旧ハザマに対して、発行する株式の総数より旧ハザマの株主に対して割当交付する株式数を控除した株式数を割当交付した。

2 第三者割当方式による優先株式の発行。割当先、発行済株式数等は以下のとおりである。

区分	第 種優先株式	第 種優先株式	第 種優先株式	第 種優先株式
割当先	株式会社みずほコーポレート銀行 三菱UFJ信託銀行株式会社	株式会社みずほコーポレート銀行 三菱UFJ信託銀行株式会社	株式会社みずほコーポレート銀行 三菱UFJ信託銀行株式会社	安藤建設株式会社
発行済株式数	750,000株	875,000株	875,000株	250,000株
1株の発行価額	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円
1株の資本組入額	4,000円	2,000円	2,000円	2,000円

3 旧商法289条第2項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振替えたものである。

(4) 【所有者別状況】

普通株式

平成18年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	48	33	439	61	13	29,292	29,886	-
所有株式数 (単元)	-	197,358	13,992	554,162	32,253	152	199,653	997,570	243,000
所有株式数 の割合(%)	-	19.79	1.40	55.55	3.23	0.01	20.02	100.00	-

(注) 1 自己株式17,214株は、「個人その他」に172単元及び「単元未満株式の状況」に14株含めて記載している。  
なお、自己株式の実質保有株式数は株主名簿と一致している。

2 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が361単元含まれている。



第 種優先株式

平成18年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	-	-	-	-	-	2	-
所有株式数(単元)	-	7,500	-	-	-	-	-	7,500	-
所有株式数の割合(%)	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	-

第 種優先株式

平成18年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	-	-	-	-	-	2	-
所有株式数(単元)	-	8,750	-	-	-	-	-	8,750	-
所有株式数の割合(%)	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	-

第 種優先株式

平成18年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	-	-	-	-	-	2	-
所有株式数(単元)	-	8,750	-	-	-	-	-	8,750	-
所有株式数の割合(%)	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	-

第 種優先株式

平成18年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	1	-	-	-	1	-
所有株式数(単元)	-	-	-	2,500	-	-	-	2,500	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	100.00	-	-	-	100.00	-

(5) 【大株主の状況】

普通株式

平成18年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
青山管財株式会社	東京都港区虎ノ門二丁目2番5号	32,545	32.55
安藤建設株式会社 1	東京都港区芝浦三丁目12番8号	10,000	10.00
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	4,406	4.41
朝日生命保険相互会社	東京都千代田区大手町二丁目6番1号	2,548	2.55
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 2	東京都港区浜松町二丁目11番3号	2,472	2.47
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	2,404	2.40
有限会社エーアイ・パリュウ・パートナーズ	愛知県名古屋市中種区星が丘元町15番14号	1,414	1.41
資産管理サービス信託銀行株式会社 2	東京都中央区晴海一丁目8番12号	1,391	1.39
ハザマグループ従業員持株会	東京都港区虎ノ門二丁目2番5号	1,369	1.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 2	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,196	1.20
計		59,749	59.75

1 安藤建設株式会社は、平成18年1月27日に締結した資本業務提携の強化に関する契約に基づき、平成18年3月22日に10,000千株を青山管財株式会社から取得したことにより新たに主要株主となった。

2 所有株式は、すべて信託業務に係るものである。

## 第 種優先株式

平成18年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	375	50.00
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	375	50.00
計		750	100.00

## 第 種優先株式

平成18年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	437.5	50.00
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	437.5	50.00
計		875	100.00

## 第 種優先株式

平成18年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	750	85.71
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	125	14.29
計		875	100.00

## 第 種優先株式

平成18年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
安藤建設株式会社	東京都港区芝浦三丁目12番8号	250	100.00
計		250	100.00

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成18年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 2,750,000		「1(1) 発行済株式」の「内容」の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 17,200		株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他) 1	普通株式 99,739,800	997,398	同上
単元未満株式 2	普通株式 243,000		同上
発行済株式総数	102,750,000		
総株主の議決権		997,398	

1 「完全議決権株式(その他)」には、証券保管振替機構名義の株式が36,100株(議決権361個)含まれている。

2 「単元未満株式」には、自己株式14株が含まれている。

【自己株式等】

平成18年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社間組	東京都港区虎ノ門 二丁目2番5号	17,200		17,200	0.02
計		17,200		17,200	0.02

(7) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項なし。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

### (1) 【定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況】

#### 【前決議期間における自己株式の取得等の状況】

該当事項なし。

#### 【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況】

該当事項なし。

### (2) 【資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受け等の状況】

#### 【前決議期間における自己株式の買受け等の状況】

該当事項なし。

#### 【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況等】

該当事項なし。

## 3 【配当政策】

利益配分については、当社の業績、連結決算状況、将来の収益ならびに財務体質の状況等を総合的に勘案しつつ、安定的な配当を実施することを基本方針としている。

平成18年3月期の利益配当については、安定配当の基本方針のもと、普通株主に1株当たり1.5円の配当を行うこととした。

## 4 【株価の推移】

### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第1期	第2期	第3期
決算年月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月
最高(円)	490	354	435
最低(円)	202	201	235

- (注) 1 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。  
2 当社株式は、平成15年10月1日から東京証券取引所市場第一部に上場されている。

### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成17年 10月	11月	12月	平成18年 1月	2月	3月
最高(円)	388	388	365	435	406	365
最低(円)	282	327	326	362	319	316

- (注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

5 【役員状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (千株)
代表取締役 社長		新 名 順 一	昭和24年8月4日生	昭和51年4月 平成7年11月 同 12年6月 同 13年6月 同 14年3月 同 14年6月 同 15年6月 同 15年10月	間組（現青山管財株式会社）入社 同社総合企画本部企画部長 同社取締役 執行役員 北陸支店長 同社取締役 常務執行役員 土木事業総本部副本部長 同社取締役 常務執行役員 経営企画室長 同社代表取締役副社長 経営企画室長兼掌 同社代表取締役社長 同社代表取締役社長（現任）	12
代表取締役 副社長	審査担当	穴 戸 道 夫	昭和20年9月29日生	平成8年6月 同 9年6月 同 12年5月 同 14年4月 同 15年5月 同 15年6月 同 15年10月	株式会社第一勧業銀行 取締役経理部長 株式会社第一勧業銀行 常務取締役 審査第三部長 株式会社第一勧業銀行 代表取締役 専務取締役 株式会社みずほコーポレート銀行 専務取締役 審査統括役員 間組（現青山管財株式会社） 入社 顧問 同社代表取締役副社長 審査担当 同社代表取締役副社長 審査担当 （現任）	10
代表取締役 副社長		芳 野 榮 文	昭和18年12月3日生	平成7年10月 同 12年2月 同 15年4月 同 15年5月 同 15年6月 同 15年10月	安藤建設株式会社 海外本部工事部長 安藤建設株式会社 静岡支店長 安藤建設株式会社 執行役員 建築本部担当 間組（現青山管財株式会社） 入社 顧問 同社代表取締役副社長 同社代表取締役副社長（現任）	10
取締役	専務執行役員 建築事業本部 担当	尾 崎 雅 幸	昭和18年3月15日生	平成7年5月 同 9年6月 同 9年6月 同 10年6月 同 15年4月 同 15年6月 同 15年10月 同 17年6月	三菱信託銀行株式会社 取締役丸の内支店長 間組（現青山管財株式会社） 入社 顧問 同社常務取締役営業第二本部担当 同社専務取締役営業第二本部担当 同社専務取締役国際事業統括支店管 掌・建築事業本部担当 同社取締役 専務執行役員 国際事 業統括支店管掌・建築事業本部担当 同社取締役 専務執行役員 国際事 業統括支店管掌・建築事業本部担当 同社取締役 専務執行役員 建築事 業本部担当（現任）	8
取締役	専務執行役員 建築事業本部長	早 川 次 雄	昭和22年1月21日生	昭和45年4月 平成9年11月 同 12年4月 同 14年4月 同 15年4月 同 15年6月 同 15年10月 同 17年6月	間組（現青山管財株式会社） 入社 同社営業第二本部都市開発部長 同社広島支店副支店長 同社役員待遇広島支店長 同社役員待遇建築事業本部長 同社取締役 執行役員 建築事業本部長 同社取締役 執行役員 建築事業本部長 同社取締役 専務執行役員 建築事業本部長（現任）	2

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (千株)
取締役	専務執行役員 土木事業本部長	沓 名 俊 久	昭和22年4月5日生	昭和46年4月 平成10年4月 同 13年6月 同 15年1月 同 15年4月 同 15年6月 同 15年10月 同 17年6月 同 18年6月	間組（現青山管財株式会社） 入社 同社名古屋支店土木部長 同社名古屋支店営業第一部長 同社名古屋支店副支店長 同社役員待遇名古屋支店長 同社執行役員名古屋支店長 当社執行役員名古屋支店長 当社常務執行役員名古屋支店長 当社取締役 専務執行役員 土木事業本部長（現任）	4
取締役	常務執行役員 経営企画本部長	内 野 一 徳	昭和19年9月15日生	昭和43年4月 平成6年7月 同 11年6月 同 14年4月 同 14年6月 同 15年4月 同 15年6月 同 15年10月	間組（現青山管財株式会社） 入社 同社管理本部資金部長 同社役員待遇管理本部副本部長 同社役員待遇関東支店長 同社執行役員関東支店長 同社執行役員経営企画本部長 同社取締役 常務執行役員 経営企画本部長 当社取締役 常務執行役員 経営企画本部長（現任）	8
取締役	常務執行役員 西日本担当	片 山 富 雄	昭和19年4月6日生	昭和42年4月 平成7年7月 同 12年6月 同 14年4月 同 14年6月 同 15年6月 同 15年10月 同 18年6月	間組（現青山管財株式会社） 入社 同社九州支店副支店長 同社役員待遇四国支店長 同社役員待遇大阪支店長 同社執行役員大阪支店長 同社取締役 常務執行役員 大阪支店長 当社取締役 常務執行役員 大阪支店長 当社取締役 常務執行役員 西日本担当（現任）	8
取締役	執行役員 技術・環境本部長	吉 見 憲 一	昭和22年7月17日生	昭和46年4月 平成13年4月 同 13年9月 同 15年4月 同 15年6月 同 15年10月 同 18年6月	間組（現青山管財株式会社） 入社 同社技術・環境本部技術研究所長 同社技術・環境本部副本部長 同社技術・環境本部長 同社執行役員技術・環境本部長 当社執行役員技術・環境本部長 当社取締役 執行役員 技術・環境本部長（現任）	5
常任監査役 (常勤)		三 島 寿	昭和18年1月26日生	昭和36年4月 平成8年4月 同 11年6月 同 13年1月 同 15年4月 同 15年10月	間組（現青山管財株式会社） 入社 同社管理本部総務部長 同社役員待遇管理本部総務部長 同社役員待遇管理本部副本部長 同社役員待遇経営企画本部 副本部長 当社常任監査役（現任）	14

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (千株)
監査役 (常勤)		中村 淳二	昭和21年1月21日生	平成4年7月 同 5年7月 同 9年7月 同 10年11月 同 11年4月 同 15年10月	東京国税局調査第二部長 国税庁徴収部徴収課長 高松国税局長 株式会社整理回収銀行 常務取締役 財団法人資本市場研究会 常務理事 当社監査役(現任)	3
監査役 (常勤)		児島 次郎	昭和23年11月30日生	平成13年4月 同 14年4月 同 14年10月 同 16年4月 同 17年6月	朝日生命保険相互会社 秘書部長 朝日生命保険相互会社 総務部長 朝日生命保険相互会社 総務ユニットゼネラルマネージャー 財団法人朝日生命成人病研究所常務理事 当社監査役(現任)	0
監査役 (非常勤)		白崎 忠通	昭和18年11月23日生	平成11年4月 同 13年6月 同 14年4月 同 15年4月 同 16年6月 同 16年6月	安藤建設株式会社 東北支店長 安藤建設株式会社 執行役員 東北支店長 安藤建設株式会社 執行役員 リニューアル事業部長 安藤建設株式会社 執行役員 リニューアル本部長 安藤建設株式会社 顧問 当社監査役(現任)	2
						89

(注) 1 監査役 三島 寿、中村淳二、児島次郎および白崎忠通は、会社法第2条第16号に定める「社外監査役」である。

(注) 2 平成18年6月30日現在における執行役員の名、氏名、職名は以下のとおりである。

は取締役兼務者である。

役名	氏名	職名
執行役員副社長	友野 希成	
専務執行役員	尾崎 雅幸	建築事業本部担当
同	早川 次雄	建築事業本部長
同	沓名 俊久	土木事業本部長
同	遠藤 紀寛	土木事業本部担当
同	遠藤 健二	土木事業本部担当
同	舟崎 恒義	土木事業本部担当
同	木原 力	土木事業本部担当
常務執行役員	内野 一徳	経営企画本部長
同	片山 富雄	西日本担当
同	大野 睦雄	安全本部長
同	守本 勝夫	秘書・人事担当
同	小野 俊雄	関東土木支店長



役名	氏名	職名
執行役員	吉 見 憲 一	技術・環境本部長
同	塩 沢 賢	建築事業本部副本部長
同	丸 井 哲 郎	国際事業統括支店長
同	秋 葉 善 美	建築事業本部担当
同	安 原 啓 行	建築事業本部担当
同	細 川 修	建築事業本部担当
同	青 木 繁 信	東京建築第二支店長
同	古 川 康 孝	札幌支店長
同	大 島 正	建築事業本部副本部長
同	武 内 滋	西日本担当
同	熊 木 徹	北陸支店長
同	金 澤 真 一	東北支店長
同	石 田 統八郎	東京建築第一支店長
同	肥 後 満 朗	九州支店長
同	竹 内 克 太	大阪支店長
同	遠 藤 隆	経営企画本部副本部長

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方およびその施策の実施状況

### (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営監督機能の透明性・公正性や意思決定の機動性が求められるなか、現状の取締役・監査役制度を中心とした組織体制にて、経営環境変化に迅速に対応できる経営システムの維持・実践を重要課題としている。

### (2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

当社は、取締役会を毎月開催し、経営に関する重要事項の迅速な意思決定および業務執行状況の監督を行っている。さらに経営戦略等の政策審議・計画進捗のチェック・立案機能の多角化および強化をはかるべく経営会議を開催合議している。

また、執行役員制度により、機関の効率化と業務執行機能の強化をはかるとともに、執行ラインへの経営情報の正確かつ迅速な伝達、部門間の情報の共有化をはかるべく、執行役員会を毎月開催している。

コーポレート・ガバナンスに関する詳細については以下のとおりである。

項目	内容
経営管理制度の実施の状況	<p>取締役会 取締役会は社外取締役2名を含む9名で構成され、平成17年度においては計15回開催した。</p> <p>監査役会 監査役会は社外監査役4名（うち3名が常勤監査役）で構成され、平成17年度において計35回開催した。</p> <p>監査役監査 各監査役は監査役会が策定した監査計画にしたがって「取締役会をはじめとする重要な会議への出席、重要な書類などの閲覧、主要な事業所への監査等」を実施し、監査役会に報告した。 また、監査法人と適宜意見交換を行い、監査の実効性を高めている。</p> <p>内部監査 内部監査担当部門である審査・監査部（人員2名）にて、平成17年度監査計画に基づき内部監査を実施した。また、監査役監査を補完するため、監査役と協議又は意見交換を行い、監査役の監査が効率的に実施できるよう、監査役と緊密な連携を保持している。</p> <p>会社と社外取締役および社外監査役の利害関係等 社外取締役および社外監査役においては、当社との人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係は有さない。</p> <p>取締役および監査役に支払った報酬等の額 (1) 取締役9名に対し支払った当期支給額 94,240千円 (2) 監査役5名に対し支払った当期支給額 35,977千円 (注)上記の人数には、平成17年6月29日に退任した監査役1名が含まれている。</p>



取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (イ) コンプライアンスは会社経営の基盤であるとの認識から「ハザマ行動規範」を制定しており、職務執行上で役員及び従業員が遵守すべき基本ルールとして一層の整備充実を図る。
- (ロ) コーポレートガバナンスの面より、取締役会、監査役会設置会社として、取締役相互及び監査役による牽制機能によって取締役の職務執行の適法性を確保するとともに、社外取締役の選任、各種委員会の設置などによって、法令・定款違反行為の未然防止の徹底を図る。
- (ハ) また、コンプライアンス体制の更なる強化整備が必要との観点より、倫理委員会等の委員会を統合し新たに「コンプライアンス委員会」を設置し、関連諸規定を整備する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

会議体議事録（取締役会・経営会議等）、決裁書類など取締役の職務執行に係る情報については、社内規定に定めた保管・保存方法、期間に基づき適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理するとともに、関連諸規定の見直し充実を図る。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (イ) 当社の業態において想定される多種多様のリスクに対し、規定基準、マニュアル類の整備及び適宜通達等により、リスク発生の未然防止ならびに発生時の迅速な対応を図っている。特に品質環境と労働安全衛生の項目については、各々方針を定め、「品質・環境マネジメントシステム」に基づき、品質の確保と環境の保全に取り組むとともに、「労働安全衛生マネジメントシステム」に拠り、労働災害及び職業病並びに公衆災害を防止し、安全で健康的な職場環境の確保に努めており、継続的に充実を図る。
- (ロ) また、業務遂行上必要な決裁事項は、「決裁規定」の運用基準である「決裁基準」による決裁、及び「審査対象基準」による所定の審査を実施し、損失または損失が発生する可能性を未然に防止し、万一、不測の事態が発生した場合には、「緊急事態対応マニュアル」に則り迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限にとどめる体制を整える。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (イ) 取締役会を月1回定期に開催するほか、必要に応じて適宜開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要方針等については、事前に経営会議において議論を行い、取締役会審議の充実・効率化を図る。
- (ロ) 取締役会の意思決定機能及び業務執行の監督機能と、執行役員の業務執行機能とを明確に区分することで、経営効率の向上と業務執行の強化を図る。また、執行役員会を毎月1回定期的に開催し、執行ラインへの経営情報の正確かつ迅速な伝達及び執行役員相互の意思疎通を図る。
- (ハ) 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ「中期経営計画」及び各年度「事業方針」を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (イ) 従業員が遵守すべき基本ルールとして、「ハザマ行動規範」はもとより、規定基準、マニュアル類、通達を定め、法令遵守、社会倫理の遵守の浸透を図るとともに、法令遵守関連規定の整備充実を図る。
- (ロ) 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告し、遅滞なく取締役会において報告する。
- (ハ) 内部監査部門が監査を実施し、取締役に情報を提供し、改善への提言を行う。また、法令・社内規定違反その他コンプライアンスに関する問題の発生を未然に防止し、問題の迅速な把握と是正を可能と

する仕組として、内部通報体制を整備する。

株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役は、子会社・関連会社よりその事業内容の定期的な報告を受ける。また、グループ各社別に担当部門を定め、会社間の指示・要請の伝達が効率的に行われる体制とするとともに、担当部門は、子会社・関連会社が行方主体となる重要な事項について、当社決裁基準に従い、取締役会、経営会議に報告または承認を諮る。

監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (イ) 監査役の職務を補助するため、監査役会事務局を置く。監査役会事務局は、内部監査部門スタッフの兼務とするが、監査役会が求めた場合、監査役会が同意する専従者を配置する。
- (ロ) 内部監査部門は、監査役監査を補完するため、監査役と協議又は意見交換を行い、内部監査計画等を作成するとともに、監査役の監査が効率的に実施できるよう、監査役と緊密な連携を保持する。

取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (イ) 取締役及び使用人は、各種規定に従い当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に適時に報告する。
- (ロ) 監査役が取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議その他の重要な会議又は委員会に出席し、意見を述べるができるよう、社内規定の整備充実を図る。
- (ハ) 代表取締役は、監査役及び監査役会と定期的に会合を持ち、経営方針、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク等について意見交換し、監査役との相互認識を深めるよう努める。

## 第5 【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に準じて記載している。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)第2条の規定に基づき、同規則及び「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)により作成している。

### 2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前連結会計年度(平成16年4月1日から平成17年3月31日まで)及び当連結会計年度(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(平成16年4月1日から平成17年3月31日まで)及び当事業年度(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けている。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成17年3月31日)		当連結会計年度 (平成18年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(資産の部)						
流動資産						
1	2	現金預金	21,141		21,796	
2		受取手形・完成工事 未収入金等	65,716		65,259	
3	2	有価証券	3		5	
4		未成工事支出金	13,754		13,343	
5		その他たな卸資産	944		723	
6		立替金	18,370		20,334	
7		繰延税金資産	5,005		5,934	
8		その他	4,975		3,666	
		貸倒引当金	171		135	
		流動資産合計	129,741	74.3	130,928	75.3
固定資産						
1 有形固定資産						
	2	(1) 建物・構築物	16,980		15,641	
		(2) 機械・運搬具・ 工具器具備品	15,974		12,994	
	2	(3) 土地	14,491		14,506	
		(4) 建設仮勘定	58			
		減価償却累計額	23,578		19,778	
		有形固定資産合計	23,925		23,364	
2 無形固定資産						
3 投資その他の資産						
	1 2	(1) 投資有価証券	12,061		14,295	
		(2) 長期貸付金	159		121	
		(3) 繰延税金資産	4,873		953	
	1 2	(4) その他	3,434		3,755	
		貸倒引当金	202		164	
		投資その他の資産 合計	20,326		18,961	
		固定資産合計	44,869	25.7	42,843	24.7
		資産合計	174,610	100.0	173,772	100.0

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成17年3月31日)		当連結会計年度 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
<b>(負債の部)</b>					
<b>流動負債</b>					
1 支払手形・工事未払金 等		72,882		70,803	
2 短期借入金	2	9,265		5,989	
3 未成工事受入金		13,750		14,240	
4 預り金		22,876		25,379	
5 完成工事補償引当金		358		467	
6 賞与引当金		336		339	
7 工事損失引当金		202		231	
8 その他		6,043		4,362	
流動負債合計		125,716	72.0	121,813	70.1
<b>固定負債</b>					
1 長期借入金	2	17,736		17,607	
2 退職給付引当金		3,140		3,065	
3 その他		30		58	
固定負債合計		20,907	12.0	20,731	11.9
負債合計		146,623	84.0	142,545	82.0
<b>(資本の部)</b>					
資本金	3	12,000	6.9	12,000	6.9
資本剰余金		9,000	5.1	9,000	5.2
利益剰余金		5,779	3.3	7,538	4.3
その他有価証券評価 差額金		1,210	0.7	2,693	1.6
自己株式	4	2	0.0	4	0.0
資本合計		27,987	16.0	31,227	18.0
負債資本合計		174,610	100.0	173,772	100.0



【連結損益計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)			当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		
		金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
売上高							
1 完成工事高		206,237			213,328		
2 付帯事業等売上高		19,090	225,328	100.0	17,145	230,474	100.0
売上原価							
1 完成工事原価		188,341			197,140		
2 付帯事業等売上原価		18,027	206,368	91.6	15,883	213,024	92.4
売上総利益							
1 完成工事総利益		17,896			16,187		
2 付帯事業等総利益		1,063	18,959	8.4	1,262	17,449	7.6
販売費及び一般管理費	1		11,029	4.9		10,601	4.6
営業利益			7,930	3.5		6,848	3.0
営業外収益							
1 受取利息		52			45		
2 受取配当金		152			170		
3 持分法による投資利益		154			9		
4 為替差益					103		
5 その他		139	499	0.2	97	427	0.2
営業外費用							
1 支払利息		976			828		
2 先行投資費用		352			374		
3 その他		995	2,323	1.0	424	1,627	0.7
経常利益			6,105	2.7		5,647	2.5

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
特別利益					
1 前期損益修正益				54	
2 貸倒引当金戻入益				38	
3 固定資産売却益	2	1,624		30	
4 投資有価証券売却益		269			
5 その他		7	1,900	122	0.0
0.8					
特別損失					
1 本店等移転損失		934		590	
2 投資有価証券評価損		525		160	
3 訴訟和解費用				113	
4 退職給付変更時差異 特別償却		517		111	
5 特別退職関連費用		492			
6 その他		521	2,991	144	1,121
1.3					0.5
税金等調整前 当期純利益			5,014		4,649
2.2					2.0
法人税、住民税及び 事業税		519		538	
法人税等調整額		1,887	2,406	1,977	2,516
1.0					1.1
当期純利益			2,608		2,132
1.2					0.9

【連結剰余金計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(資本剰余金の部)					
資本剰余金期首残高			9,000		9,000
資本剰余金期末残高			9,000		9,000
(利益剰余金の部)					
利益剰余金期首残高			3,226		5,779
利益剰余金増加高					
1 当期純利益		2,608	2,608	2,132	2,132
利益剰余金減少高					
1 株主配当金		55		207	
2 連結子会社と非連結子会 社の合併に伴う利益剰余 金減少高			55	165	372
利益剰余金期末残高			5,779		7,538

【連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益		5,014	4,649
減価償却費		1,237	1,011
貸倒引当金の増減額(減少: )		9	38
退職給付変更時差異特別償却		517	111
特別退職関連費用		492	
本店等移転損失		934	590
受取利息及び受取配当金		204	215
支払利息		976	828
為替差損益(差益: )		21	223
持分法による投資損益(益: )		154	9
投資有価証券評価損		525	160
有形固定資産売却損益(益: )		1,624	13
投資有価証券売却損益(益: )		269	20
売上債権の増減額(増加: )		282	731
未成工事支出金の増減額(増加: )		1,091	419
たな卸資産の増減額(増加: )		1,355	345
立替金の増減額(増加: )		136	1,962
仕入債務の増減額(減少: )		685	2,272
未成工事受入金の増減額(減少: )		233	490
預り金の増減額(減少: )		951	2,500
未払消費税等の増減額(減少: )		2,666	570
その他		3,131	639
小計		2,586	5,914
利息及び配当金の受取額		365	576
利息の支払額		921	759
特別退職関連費用の支払額		423	
法人税等の支払額		330	589
営業活動によるキャッシュ・フロー		1,276	5,142
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券・投資有価証券の取得による支出		40	632
有価証券・投資有価証券の売却等による収入		1,075	329
有形固定資産の取得による支出		457	710
有形固定資産の売却による収入		3,853	327
貸付けによる支出		84	90
貸付金の回収による収入		243	98
その他		539	963
投資活動によるキャッシュ・フロー		5,129	1,642
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額(減少: )		2,697	1,700
長期借入れによる収入		3,000	15,897
長期借入金の返済による支出		11,624	21,002
株主配当金の支払額		55	207
その他		1	41
財務活動によるキャッシュ・フロー		5,983	3,572
現金及び現金同等物に係る換算差額		14	209
現金及び現金同等物の増減額(減少: )		407	138
現金及び現金同等物の期首残高		20,540	20,947
合併による現金及び現金同等物の増加額			116
現金及び現金同等物の期末残高		20,947	21,202

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社の数 2社 青山機工(株) ハザマ興業(株)</p> <p>(2) 主要な非連結子会社名 日本イコス(株)</p> <p>非連結子会社は、企業集団における重要性が低く、またこれらの総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていない。</p>	<p>(1) 連結子会社の数 2社 青山機工(株) ハザマ興業(株)</p> <p>(2) 主要な非連結子会社名 (株)ジオスケープ</p> <p>非連結子会社は、企業集団における重要性が低く、またこれらの総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていない。</p> <p>なお、日本イコス(株)は平成17年4月1日をもって青山機工により吸収合併されている。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>持分法適用の非連結子会社数 無し 持分法適用の関連会社数 1社 新津名開発(株)</p> <p>持分法非適用の主要な非連結子会社名 日本イコス(株)</p> <p>持分法非適用の主要な関連会社名 (株)アッシュクリート</p> <p>持分法非適用会社である非連結子会社及び関連会社については、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、これらの会社に対する投資については持分法を適用せず原価法により評価している。</p>	<p>持分法適用の非連結子会社数 無し 持分法適用の関連会社数 1社 新津名開発(株)</p> <p>なお、新津名開発(株)は、当連結会計年度に清算されたため、清算時点までの利益のうち持分に見合う額を当期純利益に含めている。</p> <p>持分法非適用の主要な非連結子会社名 (株)ジオスケープ</p> <p>持分法非適用の主要な関連会社名 (株)アッシュクリート 同左</p>
3 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>連結子会社の決算日は、連結決算日と一致している。</p>	<p>同左</p>
4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	<p>有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法 その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法 デリバティブ 時価法</p>	<p>有価証券 満期保有目的の債券 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左 デリバティブ 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	<p>たな卸資産 未成工事支出金 個別法による原価法 付帯事業等支出金 個別法による原価法 材料貯蔵品 移動平均法による原価法</p> <p>有形固定資産 建物については定額法（連結子会社1社は定率法）、その他の有形固定資産については定率法によっている。 なお、連結子会社（1社）のリース資産については、リース契約期間を耐用年数とする定額法によっている。 また、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。</p> <p>無形固定資産 定額法によっている。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。</p>	<p>たな卸資産 未成工事支出金 同左 付帯事業等支出金 同左 材料貯蔵品 同左</p> <p>有形固定資産 同左</p> <p>無形固定資産 同左</p>
(3) 重要な引当金の計上基準	<p>貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。 なお、回収可能性がほとんどないと判断した回収不能見込額(700百万円)については、金融商品に係る会計基準（「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成11年1月22日））の適用により、債権から直接減額している。</p> <p>完成工事補償引当金 完成工事にかかわる責任補修に備えるため、過去の一定期間における補修実績率に基づいて計上している。</p> <p>賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額基準により計上している。</p> <p>工事損失引当金 受注工事に係わる将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、かつ、その損失見込額を合理的に見積もることができる工事について、当該損失見込額を計上している。</p>	<p>貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。 なお、回収可能性がほとんどないと判断した回収不能見込額(740百万円)については、金融商品に係る会計基準（「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成11年1月22日））の適用により、債権から直接減額している。</p> <p>完成工事補償引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>工事損失引当金 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
(4) 重要なリース取引の処理方法	<p>退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上している。</p> <p>なお、提出会社における会計基準変更時差異(9,984百万円)については、15年による按分額を費用処理している。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3年)による定額法により費用処理している。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしている。</p> <p>ただし、当連結会計年度は「新生ハザマ3ヵ年計画」に基づき従業員が相当数減少したため、会計基準変更時差異の一部を早期償却し、その費用517百万円を特別損失に計上している。</p> <p>なお、提出会社は会社分割により会計基準変更時差異、過去勤務債務及び数理計算上の差異を承継しており、上記費用処理年数は承継前の期間を含めた年数となっている。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当連結会計年度より「「退職給付に係る会計基準」の一部改正」(企業会計基準第3号 平成17年3月16日)及び「「退職給付に係る会計基準」の一部改正に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第7号 平成17年3月16日)が、平成17年3月31日に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び同適用指針を適用している。これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は74百万円増加している。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。</p>	<p>退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上している。</p> <p>なお、提出会社における会計基準変更時差異(9,984百万円)については、15年による按分額を費用処理している。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3年)による定額法により費用処理している。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしている。</p> <p>ただし、当連結会計年度は、会計基準変更時差異の一部を早期償却し、その費用111百万円を特別損失に計上している。</p> <p>なお、提出会社は会社分割により会計基準変更時差異、過去勤務債務及び数理計算上の差異を承継しており、上記費用処理年数は承継前の期間を含めた年数となっている。</p> <p style="text-align: center;">同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
(5) 重要なヘッジ会計の方法	<p>ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっている。 ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っている。 また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用している。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 デリバティブ取引(金利スワップ及び為替予約取引) ヘッジ対象 相場変動等による損失の可能性がある資産・負債のうち、相場変動等が評価に反映されていないもの及びキャッシュ・フローが固定されその変動が回避されるもの。</p> <p>ヘッジ方針 現在又は将来において、ヘッジ対象となる資産・負債が存在する場合に限りデリバティブ取引を利用する方針であり、短期的な売買差益の獲得や投機を目的とするデリバティブ取引は行わない。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性の判定時点までの期間におけるヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計額を比較することにより、ヘッジの有効性を評価している。</p>	<p>ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 同左 ヘッジ対象 同左</p> <p>ヘッジ方針 同左</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>
(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項	<p>完成工事高の計上基準 原則として工事進行基準を採用している。ただし、提出会社は、工期1年以下または請負金額1億円未満の工事については工事完成基準によっている。 なお、工事進行基準によった完成工事高は128,725百万円、完成工事原価は117,930百万円である。</p> <p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっている。</p>	<p>完成工事高の計上基準 原則として工事進行基準を採用している。ただし、提出会社は、工期1年以下または請負金額1億円未満の工事については工事完成基準によっている。 なお、工事進行基準によった完成工事高は125,602百万円、完成工事原価は114,886百万円である。</p> <p>消費税等の会計処理 同左</p>
5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	<p>連結子会社の資産及び負債の評価は全面時価評価法によっている。</p>	<p>同左</p>
6 利益処分項目等の取扱いに関する事項	<p>連結剰余金計算書は、連結会計年度中において確定した利益処分に基いて作成している。</p>	<p>同左</p>
7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなる。</p>	<p>同左</p>



(表示方法の変更)

<p>前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
<p>(連結損益計算書関係)</p> <p>1 前連結会計年度において、特別利益の「その他」に含めていた「投資有価証券売却益」は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとした。</p> <p>なお、前連結会計年度の特別利益の「その他」に含まれる「投資有価証券売却益」は、14百万円である。</p> <p>2 前連結会計年度において、特別損失の「その他」に含めていた「投資有価証券評価損」は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとした。</p> <p>なお、前連結会計年度の特別損失の「その他」に含まれる「投資有価証券評価損」は、11百万円である。</p> <p>3 前連結会計年度において、区分掲記していた「ゴルフ会員権等評価損」(当連結会計年度27百万円)は、重要性が乏しくなったため、特別損失の「その他」に含めて表示している。</p> <p>4 前連結会計年度において、区分掲記していた「固定資産売却損」のうち本店等に係るもの(当連結会計年度604百万円)は、「本店等移転損失」、その他(当連結会計年度60百万円)は、重要性が乏しいため、特別損失の「その他」に含めて表示している。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>1 前連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めていた「特別退職関連費用の支払額」は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとした。</p> <p>なお、前連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含まれる「特別退職関連費用の支払額」は、172百万円である。</p> <p>2 前連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めていた「投資有価証券評価損」は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとした。</p> <p>なお、前連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含まれる「投資有価証券評価損」は、11百万円である。</p> <p>3 前連結会計年度において、区分掲記していた「ゴルフ会員権等評価損」(当連結会計年度27百万円)は、重要性が乏しくなったため、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示している。</p> <p>4 前連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めていた「投資有価証券売却損益(益: )」は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとした。</p> <p>なお、前連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含まれる「投資有価証券売却損益(益: )」は、14百万円である。</p>	<p>(連結損益計算書関係)</p> <p>1 前連結会計年度において、特別利益の「その他」に含めていた「貸倒引当金戻入益」は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとした。</p> <p>なお、前連結会計年度の特別利益の「その他」に含まれる「貸倒引当金戻入益」は、7百万円である。</p> <p>2 前連結会計年度において、特別損失の「その他」に含めていた「訴訟和解費用」は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとした。</p> <p>なお、前連結会計年度の特別損失の「その他」に含まれる「訴訟和解費用」は、94百万円である。</p>

(追加情報)

前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
<p>法人事業税の外形標準課税制度</p> <p>当連結会計年度から外形標準課税制度が導入されたことに伴い、法人事業税のうち付加価値割及び資本割については販売費及び一般管理費に計上している。</p> <p>これにより、販売費及び一般管理費が171百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、171百万円減少している。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p>	

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成17年3月31日)		当連結会計年度 (平成18年3月31日)	
1	1	1	1
このうち非連結子会社及び関連会社に対する金額は、次のとおりである。		このうち非連結子会社及び関連会社に対する金額は、次のとおりである。	
	投資有価証券(株式) 523百万円		投資有価証券(株式) 327百万円
	投資その他の資産・その他(出資金) 73		投資その他の資産・その他(出資金) 73
2	2	2	2
担保に供している資産は次のとおりである。		担保に供している資産は次のとおりである。	
(イ) 次の債務に対して下記の資産を担保に供している。		(イ) 次の債務に対して下記の資産を担保に供している。	
債務の内訳		債務の内訳	
	短期借入金 6,556百万円		短期借入金 2,289百万円
	長期借入金 17,736		長期借入金 17,607
担保差入資産		担保差入資産	
	建物・構築物 5,686百万円		建物・構築物 5,288百万円
	土地 13,613		土地 13,494
	投資有価証券 5,983		投資有価証券 8,130
	計 25,283		計 26,913
(ロ) 工事保証等に対して下記の資産を担保に供している。		(ロ) 工事保証等に対して下記の資産を担保に供している。	
	現金預金 481百万円		現金預金 481百万円
	有価証券 3		有価証券 0
	建物・構築物 318		建物・構築物 303
	土地 84		土地 84
	投資有価証券 2,107		投資有価証券 743
	投資その他の資産・その他 167		投資その他の資産・その他 167
	計 3,162		計 1,781
(ハ)		(ハ)	関係会社の借入金(1,878百万円)に対して下記の資産を担保に供している。
			投資有価証券 24百万円
3	保証債務	3	保証債務
(イ) 下記の借入金について保証を行っている。		(イ) 下記の借入金について保証を行っている。	
	従業員住宅ローン 412百万円		従業員住宅ローン 280百万円
(ロ) 下記の会社のマンション売買契約手付金の返済について保証を行っている。		(ロ) 下記の会社のマンション売買契約手付金の返済について保証を行っている。	
	(株)菱和ライフクリエイト 809百万円		扶桑レクセル(株)・有楽土地(株) 124百万円
	(株)創生 140		その他 2件 28
	その他 2件 50		計 152
	計 1,000		
(ハ)		(ハ)	下記の関係会社のPFI事業に係る履行保証保険契約について連帯保証を行っている。
			(株)くまもとアカデミックサービス 174百万円
4	受取手形割引高 1,339百万円	4	受取手形割引高 百万円
	受取手形裏書譲渡高 267		受取手形裏書譲渡高 85
5	3	5	3
当社の発行済株式の種類及び総数		当社の発行済株式の種類及び総数	
	普通株式 100,000千株		普通株式 100,000千株
	優先株式 2,750		優先株式 2,750
6	4	6	4
連結会社及び持分法を適用した関連会社が保有する自己株式の種類及び数		連結会社及び持分法を適用した関連会社が保有する自己株式の種類及び数	
	普通株式 11千株		普通株式 17千株

## (連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
1	1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりである。 従業員給料手当 4,340百万円 退職給付費用 234 地代家賃 1,135	1	1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりである。 従業員給料手当 4,452百万円 退職給付費用 234
2	2 研究開発費 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、1,314百万円である。	2	2 研究開発費 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、1,292百万円である。
3	2 固定資産売却益の内訳は次のとおりである。 土地 1,522百万円 建物 94 その他 7 計 1,624	3	2 固定資産売却益の内訳は次のとおりである。 機械装置 20百万円 建物 5 その他 4 計 30

## (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
1	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金預金勘定 21,141百万円 預入期間が3ヶ月を超える 193 定期預金 現金及び現金同等物 20,947	1	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金預金勘定 21,796百万円 預入期間が3ヶ月を超える 593 定期預金 現金及び現金同等物 21,202

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)				当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																							
(借手側) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (イ)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				(借手側) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (イ)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																							
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																				
機械・運搬具 工具器具備品	754	419	334	機械・運搬具 工具器具備品	657	307	350																				
その他	22	15	7	その他	14	11	3																				
合計	777	435	342	合計	672	319	353																				
<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定している。</p> <p>(ロ)未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>151百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>190</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>342</td> </tr> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定している。</p> <p>(ハ)支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>189百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>189</td> </tr> </table> <p>(ニ)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。</p>				1年内	151百万円	1年超	190	計	342	支払リース料	189百万円	減価償却費相当額	189	<p>同左</p> <p>(ロ)未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>143百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>209</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>353</td> </tr> </table> <p>同左</p> <p>(ハ)支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>176百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>176</td> </tr> </table> <p>(ニ)減価償却費相当額の算定方法 同左</p>				1年内	143百万円	1年超	209	計	353	支払リース料	176百万円	減価償却費相当額	176
1年内	151百万円																										
1年超	190																										
計	342																										
支払リース料	189百万円																										
減価償却費相当額	189																										
1年内	143百万円																										
1年超	209																										
計	353																										
支払リース料	176百万円																										
減価償却費相当額	176																										

前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																																																								
<p>(貸手側)</p> <p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(イ)リース物件の取得価額、減価償却累計額及び期末残高</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 20%;">取得価額 (百万円)</th> <th style="width: 20%;">減価償却 累計額 (百万円)</th> <th style="width: 30%;">期末残高 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械・運搬具 工具器具備品</td> <td style="text-align: center;">142</td> <td style="text-align: center;">78</td> <td style="text-align: center;">64</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">142</td> <td style="text-align: center;">78</td> <td style="text-align: center;">64</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ロ)未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">52百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">54</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">106</td> </tr> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料及び見積残存価額の合計額の期末残高が営業債権の期末残高等に占める割合が低いため、受取利子込み法により算定している。</p> <p>(ハ)受取リース料及び減価償却費</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">受取リース料</td> <td style="text-align: right;">60百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">34</td> </tr> </table> <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>未経過リース料</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">3百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6</td> </tr> </table> <p>(減損損失について)</p> <p>リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略している。</p>		取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	期末残高 (百万円)	機械・運搬具 工具器具備品	142	78	64	合計	142	78	64	1年内	52百万円	1年超	54	計	106	受取リース料	60百万円	減価償却費	34	1年内	3百万円	1年超	2	計	6	<p>(貸手側)</p> <p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(イ)リース物件の取得価額、減価償却累計額及び期末残高</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 20%;">取得価額 (百万円)</th> <th style="width: 20%;">減価償却 累計額 (百万円)</th> <th style="width: 30%;">期末残高 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械・運搬具 工具器具備品</td> <td style="text-align: center;">190</td> <td style="text-align: center;">123</td> <td style="text-align: center;">66</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">190</td> <td style="text-align: center;">123</td> <td style="text-align: center;">66</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ロ)未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">45百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">21</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">66</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>(ハ)受取リース料及び減価償却費</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">受取リース料</td> <td style="text-align: right;">50百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">27</td> </tr> </table> <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>未経過リース料</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;"></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1</td> </tr> </table> <p>(減損損失について)</p> <p style="text-align: center;">同左</p>		取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	期末残高 (百万円)	機械・運搬具 工具器具備品	190	123	66	合計	190	123	66	1年内	45百万円	1年超	21	計	66	受取リース料	50百万円	減価償却費	27	1年内	1百万円	1年超		計	1
	取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	期末残高 (百万円)																																																						
機械・運搬具 工具器具備品	142	78	64																																																						
合計	142	78	64																																																						
1年内	52百万円																																																								
1年超	54																																																								
計	106																																																								
受取リース料	60百万円																																																								
減価償却費	34																																																								
1年内	3百万円																																																								
1年超	2																																																								
計	6																																																								
	取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	期末残高 (百万円)																																																						
機械・運搬具 工具器具備品	190	123	66																																																						
合計	190	123	66																																																						
1年内	45百万円																																																								
1年超	21																																																								
計	66																																																								
受取リース料	50百万円																																																								
減価償却費	27																																																								
1年内	1百万円																																																								
1年超																																																									
計	1																																																								

## (有価証券関係)

前連結会計年度

## 1 その他有価証券で時価のあるもの(平成17年3月31日)

区分	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えているもの			
株式	5,726	7,758	2,031
小計	5,726	7,758	2,031
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えていないもの			
株式	695	638	57
その他	276	273	3
小計	972	911	60
合計	6,699	8,670	1,971

## 2 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)

売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
1,011	269	0

## 3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額(平成17年3月31日)

内容	連結貸借対照表計上額 (百万円)
(1) 満期保有目的の債券	
割引金融債	4
その他	3
合計	8
(2) その他有価証券	
非上場株式	2,862
合計	2,862

## 4 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

(平成17年3月31日)

区分	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
満期保有目的の債券				
割引金融債		5		
その他	3			
計	3	5		

当連結会計年度

1 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年3月31日)

区分	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えているもの			
株式	6,787	11,259	4,471
小計	6,787	11,259	4,471
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えていないもの			
小計			
合計	6,787	11,259	4,471

2 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
316	0	20

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額(平成18年3月31日)

内容	連結貸借対照表計上額 (百万円)
(1) 満期保有目的の債券	
割引金融債	4
その他	0
合計	5
(2) その他有価証券	
非上場株式	2,707
合計	2,707

4 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

(平成18年3月31日)

区分	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
満期保有目的の債券				
割引金融債	5			
その他	0			
計	5			

[次へ](#)



(デリバティブ取引関係)

1 取引の状況に関する事項

前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
<p>(1) 取引の内容 当社グループは、為替予約取引、金利スワップ取引を利用している。</p> <p>(2) 取引に対する取組方針、利用目的 当社グループは、為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を利用している。また、変動金利が適用される外部有利子負債の残高の範囲内で、金利上昇リスクを回避する目的で、金利スワップ取引を利用している。なお、当社グループが利用しているデリバティブ取引に投機目的のものはない。</p> <p>(3) 取引に係るリスクの内容 当社グループが利用している為替予約取引は、為替変動によるリスクを有しており、変動金利を固定金利に交換したスワップ取引は市場金利の変動によるリスクを有している。なお、当社グループのデリバティブ取引にかかる取引先はいずれも信用度の高い銀行であり、取引先の信用リスクはないと判断している。</p> <p>(4) 取引に係るリスクの管理体制 当社グループのデリバティブ取引は、取引の執行と管理に関する権限・責任・実務内容等を定めた各社の内規に基づき、管理部門責任者が取引の決裁を行い、財務部門において取引の実行・取引内容の確認・リスク管理がなされている。また、デリバティブ取引の実施状況が定期的に各社の担当役員まで報告されている。</p> <p>(5) 「取引の時価等に関する事項」に係る補足説明等 「取引の時価等に関する事項」の「契約額等」はデリバティブ取引における名目的な契約額または想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではない。</p>	<p>(1) 取引の内容 同左</p> <p>(2) 取引に対する取組方針、利用目的 同左</p> <p>(3) 取引に係るリスクの内容 同左</p> <p>(4) 取引に係るリスクの管理体制 同左</p> <p>(5) 「取引の時価等に関する事項」に係る補足説明等 同左</p>

2 取引の時価等に関する事項

前連結会計年度末(平成17年 3月31日)

該当事項なし。

当連結会計年度末(平成18年 3月31日)

該当事項なし。

## (退職給付関係)

前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																														
<p>1 採用している退職給付制度の概要</p> <p>適格退職年金制度 昭和58年4月1日から退職金制度の一部について適格退職年金制度を採用している。</p> <p>退職一時金制度 退職金規程に基づく退職金一時金制度を採用している。</p>	<p>1 採用している退職給付制度の概要</p> <p>適格退職年金制度 昭和58年4月1日から退職金制度の一部について適格退職年金制度を採用している。</p> <p>退職一時金制度 退職金規程に基づく退職金一時金制度を採用している。</p>																														
<p>2 退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">20,795百万円</td> </tr> <tr> <td>年金資産</td> <td style="text-align: right;">11,028</td> </tr> <tr> <td>未積立退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">9,767</td> </tr> <tr> <td>会計基準変更時差異の未処理額</td> <td style="text-align: right;">3,491</td> </tr> <tr> <td>未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">4,482</td> </tr> <tr> <td>未認識過去勤務債務</td> <td style="text-align: right;">1,346</td> </tr> <tr> <td>連結貸借対照表計上額純額</td> <td style="text-align: right;">3,140</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">3,140</td> </tr> </table> <p>(注) 子会社は、退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用している。</p>	退職給付債務	20,795百万円	年金資産	11,028	未積立退職給付債務	9,767	会計基準変更時差異の未処理額	3,491	未認識数理計算上の差異	4,482	未認識過去勤務債務	1,346	連結貸借対照表計上額純額	3,140	退職給付引当金	3,140	<p>2 退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">21,506百万円</td> </tr> <tr> <td>年金資産</td> <td style="text-align: right;">13,896</td> </tr> <tr> <td>未積立退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">7,609</td> </tr> <tr> <td>会計基準変更時差異の未処理額</td> <td style="text-align: right;">3,030</td> </tr> <tr> <td>未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">1,512</td> </tr> <tr> <td>連結貸借対照表計上額純額</td> <td style="text-align: right;">3,065</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">3,065</td> </tr> </table> <p>(注) 子会社は、退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用している。</p>	退職給付債務	21,506百万円	年金資産	13,896	未積立退職給付債務	7,609	会計基準変更時差異の未処理額	3,030	未認識数理計算上の差異	1,512	連結貸借対照表計上額純額	3,065	退職給付引当金	3,065
退職給付債務	20,795百万円																														
年金資産	11,028																														
未積立退職給付債務	9,767																														
会計基準変更時差異の未処理額	3,491																														
未認識数理計算上の差異	4,482																														
未認識過去勤務債務	1,346																														
連結貸借対照表計上額純額	3,140																														
退職給付引当金	3,140																														
退職給付債務	21,506百万円																														
年金資産	13,896																														
未積立退職給付債務	7,609																														
会計基準変更時差異の未処理額	3,030																														
未認識数理計算上の差異	1,512																														
連結貸借対照表計上額純額	3,065																														
退職給付引当金	3,065																														
<p>3 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">1,063百万円</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">515</td> </tr> <tr> <td>期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">151</td> </tr> <tr> <td>会計基準変更時差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">917</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">377</td> </tr> <tr> <td>過去勤務債務の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">1,346</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">1,376</td> </tr> </table> <p>(注) 上記退職給付費用以外に、割増退職金402百万円を支払っており、その費用は、特別退職関連費用492百万円に含めて計上している。</p> <p>簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は「勤務費用」に計上している。</p> <p>会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しているが、当連結会計年度は、「新生ハザマ3ヵ年計画」に基づき従業員が相当数減少したため、一部を早期償却し、その費用517百万円を特別損失に計上している</p>	勤務費用	1,063百万円	利息費用	515	期待運用収益	151	会計基準変更時差異の費用処理額	917	数理計算上の差異の費用処理額	377	過去勤務債務の費用処理額	1,346	退職給付費用	1,376	<p>3 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">1,021百万円</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">498</td> </tr> <tr> <td>期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">165</td> </tr> <tr> <td>会計基準変更時差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">460</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">417</td> </tr> <tr> <td>過去勤務債務の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">1,346</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">886</td> </tr> </table> <p>(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は「勤務費用」に計上している。</p> <p>会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しているが、当連結会計年度は、一部を早期償却し、その費用111百万円を特別損失に計上している。</p>	勤務費用	1,021百万円	利息費用	498	期待運用収益	165	会計基準変更時差異の費用処理額	460	数理計算上の差異の費用処理額	417	過去勤務債務の費用処理額	1,346	退職給付費用	886		
勤務費用	1,063百万円																														
利息費用	515																														
期待運用収益	151																														
会計基準変更時差異の費用処理額	917																														
数理計算上の差異の費用処理額	377																														
過去勤務債務の費用処理額	1,346																														
退職給付費用	1,376																														
勤務費用	1,021百万円																														
利息費用	498																														
期待運用収益	165																														
会計基準変更時差異の費用処理額	460																														
数理計算上の差異の費用処理額	417																														
過去勤務債務の費用処理額	1,346																														
退職給付費用	886																														
<p>4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <p>退職給付見込額の期間 期間定額基準</p> <p>配分方法</p> <p>割引率 2.5%</p> <p>期待運用収益率 1.5%</p> <p>過去勤務債務の額の処理年数 3年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法による。)</p> <p>数理計算上の差異の処理年数 14年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしている。)</p> <p>会計基準変更時差異の処理年数 15年</p>	<p>4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <p>退職給付見込額の期間 期間定額基準</p> <p>配分方法</p> <p>割引率 2.5%</p> <p>期待運用収益率 1.5%</p> <p>過去勤務債務の額の処理年数 3年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法による。)</p> <p>数理計算上の差異の処理年数 13年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしている。)</p> <p>会計基準変更時差異の処理年数 15年</p>																														

## (税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成17年3月31日)		当連結会計年度 (平成18年3月31日)	
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
(繰延税金資産) 百万円		(繰延税金資産) 百万円	
繰越欠損金	3,008	繰越欠損金	2,972
貸倒引当金損金		貸倒引当金損金	928
算入限度超過額	3,237	算入限度超過額	
固定資産未実現利益	209	固定資産未実現利益	209
進行基準決算損	493	進行基準決算損	463
退職給付引当金損金		退職給付引当金損金	1,180
算入限度超過額	591	算入限度超過額	
その他	5,229	その他	5,061
繰延税金資産小計	12,770	繰延税金資産小計	10,814
評価性引当額	2,129	評価性引当額	2,152
繰延税金資産合計	10,640	繰延税金資産合計	8,662
(繰延税金負債)		(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	760	その他有価証券評価差額金	1,777
繰延税金負債合計	760	繰延税金負債合計	1,777
繰延税金資産の純額	9,879	繰延税金資産の純額	6,884
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
	%		%
法定実効税率	40.7	法定実効税率	40.7
(調整)		(調整)	
永久に損金に算入されない項目	8.6	永久に損金に算入されない項目	9.2
住民税均等割等	6.4	住民税均等割等	7.0
その他	7.7	その他	2.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.0	税効果会計適用後の法人税等の負担率	54.1

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)

	建設事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	206,237	19,090	225,328		225,328
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高		27,193	27,193	(27,193)	
計	206,237	46,284	252,522	(27,193)	225,328
営業費用	197,894	45,716	243,611	(26,212)	217,398
営業利益	8,343	567	8,910	(980)	7,930
資産・減価償却費及び資本 的支出					
資産	136,492	20,501	156,993	17,617	174,610
減価償却費	971	227	1,199	37	1,237
資本的支出	415	101	517		517

(注) 1 事業区分の方法及び各区分に属する主要な事業の内容

(1) 事業区分の方法

日本標準産業分類及び連結損益計算書の売上集計区分を勘案して区分した。

(2) 各事業区分に属する主要な内容

建設事業：土木・建築その他建設工事全般に関する事業

その他の事業：建設資材の販売、リースに関する事業及びその他の事業

2 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は841百万円である。その主なものは、提出会社本店の総務部等管理部門に係る費用である。

3 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は31,609百万円である。その主なものは、提出会社での余資運用資金(現金及び有価証券)、長期投資資金(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等である。

4 会計処理基準等の変更

(1)法人事業税の外形標準課税制度

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の「追加情報」に記載のとおり、当連結会計年度より法人事業税のうち付加価値割及び資本割部分については販売費及び一般管理費に計上している。この結果、当連結会計年度の営業費用は、建設事業が165百万円、その他の事業が6百万円増加し、営業利益が同額減少している。

(2)退職給付会計

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の「重要な引当金の計上基準」に記載のとおり、当連結会計年度より「退職給付に係る会計基準」の一部改正及び「退職給付に係る会計基準」の一部改正に関する適用指針を早期適用した。この結果、当連結会計年度の営業費用は、建設事業が73百万円、配賦不能営業費用が1百万円減少し、営業利益が同額増加している。

当連結会計年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

	建設事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	213,328	17,145	230,474		230,474
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高		27,149	27,149	(27,149)	
計	213,328	44,295	257,623	(27,149)	230,474
営業費用	206,427	43,700	250,128	(26,501)	223,626
営業利益	6,900	595	7,495	(647)	6,848
資産・減価償却費及び資本 的支出					
資産	131,710	21,035	152,746	21,026	173,772
減価償却費	846	139	986	25	1,011
資本的支出	440	114	555	224	780

(注) 1 事業区分の方法及び各区分に属する主要な事業の内容

(1) 事業区分の方法

日本標準産業分類及び連結損益計算書の売上集計区分を勘案して区分した。

(2) 各事業区分に属する主要な内容

建設事業：土木・建築その他建設工事全般に関する事業

その他の事業：建設資材の販売、リースに関する事業及びその他の事業

2 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は696百万円である。その主なものは、提出会社本店の総務部等管理部門に係る費用である。

3 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は35,321百万円である。その主なものは、提出会社での余資運用資金(現金及び有価証券)、長期投資資金(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等である。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)

	日本 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	202,555	22,773	225,328		225,328
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高					
計	202,555	22,773	225,328		225,328
営業費用	194,322	22,351	216,674	724	217,398
営業利益	8,232	422	8,654	(724)	7,930
資産	134,736	8,254	142,991	31,619	174,610

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

2 日本以外の地域に含まれる主な国又は地域……東南アジア、北米

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は841百万円である。その主なものは、提出会社本店の総務部等管理部門に係る費用である。

4 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は31,609百万円である。その主なものは、提出会社での余資運用資金(現金及び有価証券)、長期投資資金(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等である。

5 会計処理基準等の変更

(1)法人事業税の外形標準課税制度

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の「追加情報」に記載のとおり、当連結会計年度より法人事業税のうち付加価値割及び資本割部分については販売費及び一般管理費に計上している。この結果、当連結会計年度の営業費用は、日本が171百万円増加し、営業利益が同額減少している。

(2)退職給付会計

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の「重要な引当金の計上基準」に記載のとおり、当連結会計年度より「退職給付に係る会計基準」の一部改正及び「退職給付に係る会計基準」の一部改正に関する適用指針を早期適用した。この結果、当連結会計年度の営業費用は、日本が67百万円、その他の地域が6百万円、配賦不能営業費用が1百万円減少し、営業利益が同額増加している。

当連結会計年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

	日本 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	202,911	27,563	230,474		230,474
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	50		50	(50)	
計	202,961	27,563	230,524	(50)	230,474
営業費用	195,614	27,410	223,024	601	223,626
営業利益	7,347	152	7,499	(651)	6,848
資産	127,104	11,346	138,451	35,321	173,772

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

2 日本以外の地域に含まれる主な国又は地域……東南アジア、北米

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は696百万円である。その主なものは、提出会社本店の総務部等管理部門に係る費用である。

4 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は35,321百万円である。その主なものは、提出会社での余資運用資金(現金及び有価証券)、長期投資資金(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等である。

### 【海外売上高】

前連結会計年度(自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)

	日本以外の地域
海外売上高(百万円)	22,773
連結売上高(百万円)	225,328
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	10.1

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。  
2 日本以外の地域に含まれる主な国又は地域.....東南アジア、北米  
3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高である。

当連結会計年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

	日本以外の地域
海外売上高(百万円)	27,563
連結売上高(百万円)	230,474
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	12.0

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。  
2 日本以外の地域に含まれる主な国又は地域.....東南アジア、北米  
3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高である。

### 【関連当事者との取引】

前連結会計年度(自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)

該当事項なし。

当連結会計年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

該当事項なし。



## (1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
1株当たり純資産額	167.81円	1株当たり純資産額	200.23円
1株当たり当期純利益金額	24.01円	1株当たり当期純利益金額	19.24円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	18.16円	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	14.84円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	2,608	2,132
普通株主に帰属しない金額(百万円)	207	207
(うち利益処分による優先株式配当額(百万円))	207	207
普通株式に係る当期純利益(百万円)	2,400	1,924
普通株式の期中平均株式数(千株)	99,991	99,985
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	207	207
(うち利益処分による優先株式配当額(百万円))	207	207
普通株式増加数(千株)	43,650	43,651
(うち優先株式(千株))	43,650	43,650
(うち新株予約権(千株))		0

## (重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>連結財務諸表提出会社である当社は、平成17年5月23日開催の取締役会において、商法第289条第2項に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振り替えることを決議し、平成17年6月29日開催の定時株主総会において承認可決された。</p> <p>1. 目的 法定準備金の柔軟な活用をはかるため。</p> <p>2. 要領</p> <p>(1) 減少前の資本準備金の額 9,000百万円 (2) 資本準備金の減少額 6,000百万円 (3) 減少後の資本準備金の額 3,000百万円</p> <p>3. 日程</p> <p>(1) 取締役会決議 平成17年5月23日 (2) 株主総会決議 平成17年6月29日 (3) 債権者異議申述公告 平成17年7月上旬 (4) 債権者異議申述期間満了 平成17年8月上旬 (5) 効力発生 平成17年8月上旬</p>	

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項なし。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	3,000	4,700	2.08	
1年以内に返済予定の長期借入金	6,265	1,289	2.38	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	17,736	17,607	2.29	平成20年～平成21年
合計	27,002	23,597		

(注) 1 「平均利率」については、借入金の当期末残高に対する加重平均利率を記載している。

2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における返済予定額の総額は以下のとおりである。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	4,289	13,317		

(2) 【その他】

重要な訴訟事件等

現在、提出会社を含む多数の建設会社を被告とする全国トンネルじん肺訴訟が、全国7地方裁判所に提訴され審理中である。

## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成17年3月31日)		当事業年度 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
1 現金預金	2	16,580		17,245	
2 受取手形		5,826		5,603	
3 完成工事未収入金		57,253		57,090	
4 付帯事業等未収入金		171		208	
5 有価証券	2	3		5	
6 未成工事支出金		10,540		11,131	
7 付帯事業等支出金		68		91	
8 材料貯蔵品		40		6	
9 前払費用		111		144	
10 未収入金		1,955			
11 立替金		18,361		20,312	
12 繰延税金資産		4,971		5,901	
13 その他		2,960		3,622	
貸倒引当金		152		122	
流動資産合計		118,690	73.8	121,241	75.2
固定資産					
1 有形固定資産					
(1) 建物	2	14,331		13,134	
減価償却累計額		7,423	6,907	6,632	6,502
(2) 構築物		2,301		2,117	
減価償却累計額		1,751	549	1,615	501
(3) 機械装置		5,333		2,490	
減価償却累計額		4,984	349	2,329	160
(4) 車両運搬具		88		91	
減価償却累計額		55	32	59	31
(5) 工具器具・備品		4,904		4,566	
減価償却累計額		4,333	570	4,026	539
(6) 土地	2		13,978		13,876
(7) 建設仮勘定			55		
有形固定資産合計			22,443		21,612
2 無形固定資産					
(1) 特許権			11		10
(2) ソフトウェア			448		361
(3) その他			130		125
無形固定資産合計			591		497

区分	注記 番号	前事業年度 (平成17年3月31日)		当事業年度 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
3 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券	2	10,998		13,267	
(2) 関係会社株式	2	510		609	
(3) 出資金		25		25	
(4) 関係会社出資金		73		73	
(5) 長期貸付金		77		76	
(6) 従業員に対する 長期貸付金		48		25	
(7) 関係会社長期貸付金		23		13	
(8) 破産債権、更生債権等		427		324	
(9) 長期前払費用		35		17	
(10) 長期保証金				2,023	
(11) 繰延税金資産		4,503		614	
(12) その他	2	2,428		959	
貸倒引当金		131		131	
投資その他の資産合計		19,022		17,899	
固定資産合計		42,057	26.2	40,009	24.8
資産合計		160,748	100.0	161,250	100.0

区分	注記 番号	前事業年度 (平成17年3月31日)		当事業年度 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
<b>(負債の部)</b>					
<b>流動負債</b>					
1 支払手形	1	18,566		18,262	
2 工事未払金	1	49,235		47,745	
3 付帯事業等未払金	1	82		124	
4 短期借入金	2	9,265		5,989	
5 未払金		2,796		1,091	
6 未払費用		36		123	
7 未払法人税等		425		318	
8 未成工事受入金		10,361		11,989	
9 付帯事業等受入金		30		21	
10 預り金		22,301		24,888	
11 完成工事補償引当金		358		465	
12 賞与引当金		284		285	
13 工事損失引当金		202		231	
14 その他		2,397		2,453	
流動負債合計		116,345	72.4	113,990	70.7
<b>固定負債</b>					
1 長期借入金	2	17,736		17,607	
2 退職給付引当金		2,467		2,350	
3 その他		33		59	
固定負債合計		20,237	12.6	20,016	12.4
負債合計		136,582	85.0	134,006	83.1
<b>(資本の部)</b>					
<b>資本金</b>					
<b>資本剰余金</b>					
1 資本準備金	3	9,000	7.4	3,000	7.5
2 その他資本剰余金					
(1) 資本準備金減少差益				6,000	
資本剰余金合計		9,000	5.6	9,000	5.6
<b>利益剰余金</b>					
1 任意積立金					
(1) 優先株式償還積立金				1,000	
2 当期末処分利益		2,073		2,766	
利益剰余金合計		2,073	1.3	3,766	2.3
<b>その他有価証券評価差額金</b>					
自己株式	4	2	0.0	4	0.0
資本合計		24,165	15.0	27,243	16.9
負債資本合計		160,748	100.0	161,250	100.0

【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)		当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
売上高					
1 完成工事高		198,934		205,641	
2 付帯事業等売上高		800	199,734	657	206,299
売上原価					
1 完成工事原価	1	181,433		189,810	
2 付帯事業等売上原価		773	182,206	628	190,438
売上総利益					
1 完成工事総利益		17,501		15,830	
2 付帯事業等総利益		27	17,528	29	15,860
販売費及び一般管理費					
1 役員報酬		116		126	
2 従業員給料手当		3,926		4,040	
3 賞与引当金繰入額		58		61	
4 退職金		36		9	
5 退職給付費用		185		169	
6 法定福利費		516		533	
7 福利厚生費		208		155	
8 修繕維持費		74		135	
9 事務用品費		702		506	
10 通信交通費		814		822	
11 動力用水光熱費		56		65	
12 調査研究費		486		405	
13 広告宣伝費		81		89	
14 貸倒引当金繰入額		0		32	
15 交際費		199		217	
16 寄附金		17		24	
17 地代家賃		1,126		743	
18 減価償却費		550		530	
19 租税公課		332		332	
20 保険料		43		43	
21 雑費		591	10,126	624	9,673
営業利益			7,402		6,187
営業外収益					
1 受取利息		33		32	
2 有価証券利息		8		13	
3 受取配当金	1	303		544	
4 為替差益				103	
5 その他		120	466	85	779
営業外費用					
1 支払利息		925		831	
2 先行投資費用		352		374	
3 その他	1	989	2,268	402	1,608
経常利益			5,601		5,357

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)		当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)			
		金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
特別利益							
1 前期損益修正益					54		
2 固定資産売却益	1 2	112			30		
3 貸倒引当金戻入益					30		
4 投資有価証券売却益	1	371	484	0.2		114	0.0
特別損失							
1 本店等移転損失	1	461			589		
2 投資有価証券評価損		525			160		
3 訴訟和解費用					113		
4 退職給付変更時差異 特別償却		517			111		
5 特別退職関連費用		492					
6 その他	1	387	2,384	1.2	61	1,037	0.5
税引前当期純利益			3,700	1.8		4,434	2.1
法人税、住民税及び 事業税		472			525		
法人税等調整額		1,824	2,296	1.1	2,008	2,533	1.2
当期純利益			1,404	0.7		1,900	0.9
前期繰越利益			668			865	
当期末処分利益			2,073			2,766	

完成工事原価報告書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)		当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費		27,026	14.9	29,523	15.5
労務費		415	0.2	718	0.4
(うち労務外注費)		(415)	(0.2)	(718)	(0.4)
外注費		124,343	68.6	129,176	68.1
経費		29,647	16.3	30,392	16.0
(うち人件費)		(13,448)	(7.4)	(12,887)	(6.8)
計		181,433	100.0	189,810	100.0

(注) 原価計算の方法は、個別原価計算である。

付帯事業等売上原価報告書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)		当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
付帯事業費用		773		628	
計		773	100.0	628	100.0

(注) 原価計算の方法は、個別原価計算である。



【利益処分計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 平成17年6月29日		当事業年度 平成18年6月29日	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(当期末処分利益の処分)					
当期末処分利益			2,073		2,766
利益処分類					
1 優先株式配当金					
第 種優先株式配当金		48		48	
( 1株につき )		(64.56円)		(64.72円)	
第 種優先株式配当金		65		65	
( 1株につき )		(74.56円)		(74.72円)	
第 種優先株式配当金		73		74	
( 1株につき )		(84.56円)		(84.72円)	
第 種優先株式配当金		19		19	
( 1株につき )		(79.56円)		(79.72円)	
2 株主配当金				149	
( 1株につき )		( )		(1.50円)	
3 任意積立金					
優先株式償還積立金		1,000	1,207		357
次期繰越利益			865		2,408
(その他資本剰余金の処分)					
その他資本剰余金					6,000
その他資本剰余金次期繰越額					6,000

重要な会計方針

	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	満期保有目的の債券 償却原価法 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法	満期保有目的の債券 同左 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左  時価のないもの 同左
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	デリバティブ 時価法	デリバティブ 同左
3 たな卸資産の評価基準及び評価方法	未成工事支出金 個別法による原価法 付帯事業等支出金 個別法による原価法 材料貯蔵品 移動平均法による原価法	未成工事支出金 同左 付帯事業等支出金 同左 材料貯蔵品 同左
4 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 建物については定額法、その他の有形固定資産については定率法によっている。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。 無形固定資産 定額法によっている。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。 ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。	有形固定資産 同左  無形固定資産 同左
5 引当金の計上基準	貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。 なお、回収可能性がほとんどないと判断した回収不能見込額(700百万円)については、金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成11年1月22日))の適用により、債権から直接減額している。	貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。 なお、回収可能性がほとんどないと判断した回収不能見込額(738百万円)については、金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成11年1月22日))の適用により、債権から直接減額している。

	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>完成工事補償引当金 完成工事にかかわる責任補修に備えるため、過去の一定期間における補修実績率に基づいて計上している。</p> <p>賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額基準により計上している。</p> <p>工事損失引当金 受注工事に係わる将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、かつ、その損失見込額を合理的に見積もることができる工事について、当該損失見込額を計上している。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上している。 会計基準変更時差異(9,984百万円)については、15年による按分額を費用処理している。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3年)による定額法により費用処理している。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により翌事業年度から費用処理することとしている。 ただし、当事業年度は「新生ハザマ3ヵ年計画」に基づき従業員が相当数減少したため、会計基準変更時差異の一部を早期償却し、その費用517百万円を特別損失に計上している。 なお、当社は会社分割により会計基準変更時差異、過去勤務債務及び数理計算上の差異を承継しており、上記費用処理年数は承継前の期間を含めた年数となっている。</p>	<p>完成工事補償引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>工事損失引当金 同左</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上している。 会計基準変更時差異(9,984百万円)については、15年による按分額を費用処理している。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3年)による定額法により費用処理している。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により翌事業年度から費用処理することとしている。 ただし、当事業年度は、会計基準変更時差異の一部を早期償却し、その費用111百万円を特別損失に計上している。 なお、当社は会社分割により会計基準変更時差異、過去勤務債務及び数理計算上の差異を承継しており、上記費用処理年数は承継前の期間を含めた年数となっている。</p>

	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(会計方針の変更)</p> <p>当事業年度より「退職給付に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準第3号 平成17年3月16日)及び「退職給付に係る会計基準」の一部改正に関する適用指針(企業会計基準適用指針第7号 平成17年3月16日)が、平成17年3月31日に終了する事業年度に係る財務諸表から適用できることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び同適用指針を適用している。これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は74百万円増加している。</p>	
6 リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。</p>	同左
7 ヘッジ会計の方法	<p>ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっている。ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っている。</p> <p>また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用している。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 デリバティブ取引(金利スワップ及び為替予約取引) ヘッジ対象 相場変動等による損失の可能性がある資産・負債のうち、相場変動等が評価に反映されていないもの及びキャッシュ・フローが固定されその変動が回避されるもの。</p> <p>ヘッジ方針 現在又は将来において、ヘッジ対象となる資産・負債が存在する場合に限りデリバティブ取引を利用する方針であり、短期的な売買差益の獲得や投機を目的とするデリバティブ取引は行わない。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性の判定時点までの期間におけるヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計額を比較することにより、ヘッジの有効性を評価している。</p>	<p>ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 同左 ヘッジ対象 同左</p> <p>ヘッジ方針 同左</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>

	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
8 完成工事高の計上基準	<p>原則として工事進行基準を採用している。ただし、工期1年以下又は請負金額1億円未満の工事については工事完成基準によっている。</p> <p>なお、工事進行基準によった完成工事高は127,038百万円、完成工事原価は115,036百万円である。</p>	<p>原則として工事進行基準を採用している。ただし、工期1年以下又は請負金額1億円未満の工事については工事完成基準によっている。</p> <p>なお、工事進行基準によった完成工事高は124,253百万円、完成工事原価は114,133百万円である。</p>
9 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっている。</p>	<p>消費税等の会計処理 同左</p>

表示方法の変更

<p>前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表関係)</p> <p>1 前事業年度において区分掲記していた「長期保証金」(当事業年度1,454百万円)は、資産総額の100分の1以下となったため、当事業年度より投資その他の資産の「その他」に含めて表示している。</p> <p>2 前事業年度において区分掲記していた「未払消費税等」(当事業年度1,081百万円)は、負債及び資本の合計額の100分の1以下となったため、当事業年度より「未払金」に含めて表示している。</p> <p>(損益計算書関係)</p> <p>1 前事業年度において特別損失の「その他」に含めていた「投資有価証券評価損」は特別損失総額の100分の10以上となったため、当事業年度より区分掲記している。          なお、前事業年度の特別損失の「その他」に含まれる「投資有価証券評価損」は11百万円である。</p> <p>2 前事業年度において区分掲記していた「ゴルフ会員権等評価損」(当事業年度27百万円)は、特別損失総額の100分の10以下となったため、当事業年度より特別損失の「その他」に含めて表示している。</p>	<p>(貸借対照表関係)</p> <p>1 前事業年度において、投資その他の資産の「その他」に含めていた「長期保証金」は、資産総額の100分の1を超えたため、当事業年度より区分掲記することとした。          なお、前事業年度の投資その他の資産の「その他」に含まれる「長期保証金」は、1,454百万円である。</p> <p>2 前事業年度において区分掲記していた「未収入金」(当事業年度1,158百万円)は、資産総額の100分の1以下となったため、当事業年度より流動資産の「その他」に含めて表示している。</p> <p>(損益計算書関係)</p> <p>1 前事業年度において特別損失の「その他」に含めていた「訴訟和解費用」は特別損失総額の100分の10以上となったため、当事業年度より区分掲記している。          なお、前事業年度の特別損失の「その他」に含まれる「訴訟和解費用」は94百万円である。</p>

追加情報

<p>前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
<p>(法人事業税の外形標準課税制度)</p> <p>当事業年度から外形標準課税制度が導入されたことに伴い、法人事業税のうち付加価値割及び資本割については販売費及び一般管理費に計上している。          これにより、販売費及び一般管理費が160百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は160百万円減少している。</p>	

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成17年3月31日)		当事業年度 (平成18年3月31日)	
1	1 このうち関係会社に対するものは次のとおりである 支払手形、工事未払金 及び付帯事業等未払金 15,891百万円	1	1 このうち関係会社に対するものは次のとおりである 支払手形、工事未払金 及び付帯事業等未払金 15,480百万円
2	2 担保に供している資産は次のとおりである。 (イ) 次の債務に対して下記の資産を担保に供している。 債務の内訳 短期借入金 6,556百万円 長期借入金 17,736 担保差入資産 建物 5,686百万円 土地 13,613 投資有価証券 5,983 計 25,283 (ロ) 工事保証等に対して下記の資産を担保に供している。 現金預金 481百万円 有価証券 3 建物 318 土地 84 投資有価証券 2,107 投資その他の資産・ その他 167 計 3,162 (ハ)	2	2 担保に供している資産は次のとおりである。 (イ) 次の債務に対して下記の資産を担保に供している。 債務の内訳 短期借入金 2,289百万円 長期借入金 17,607 担保差入資産 建物 5,288百万円 土地 13,494 投資有価証券 8,130 計 26,913 (ロ) 工事保証等に対して下記の資産を担保に供している。 現金預金 481百万円 有価証券 0 建物 303 土地 84 投資有価証券 743 投資その他の資産・ その他 167 計 1,781 (ハ) 関係会社の借入金(1,878百万円)に対して下記の 資産を担保に供している。 関係会社株式 20百万円
3	3 会社が発行する株式の総数 普通株式 397,250千株 優先株式 2,750 発行済株式の総数 普通株式 100,000千株 優先株式 2,750	3	3 会社が発行する株式の総数 普通株式 397,250千株 優先株式 2,750 発行済株式の総数 普通株式 100,000千株 優先株式 2,750
4	4 当社が保有する自己株式の種類及び数 普通株式 11千株	4	4 当社が保有する自己株式の種類及び数 普通株式 17千株
5	5 保証債務 (イ) 下記の借入金等について保証を行っている。 従業員住宅ローン 412百万円 (ロ) 下記の会社のマンション売買契約手付金の返済 について保証を行っている。 ㈱菱和ライフクリエイト 809百万円 ㈱創生 140 その他 2件 50 計 1,000 (ハ)	5	5 保証債務 (イ) 下記の借入金等について保証を行っている。 従業員住宅ローン 280百万円 (ロ) 下記の会社のマンション売買契約手付金の返済 について保証を行っている。 扶桑レクセル㈱・有楽土地㈱ 124百万円 その他 2件 28 計 152 (ハ) 下記の関係会社のPFI事業に係る保証保険契約 について連帯保証を行っている。 ㈱くまもとアカデミックサービス 174百万円 なお、上記金額は、当社負担額を記載している。
6	6 受取手形割引高 1,339百万円 受取手形裏書譲渡高 107	6	6
7	7 商法施行規則第124条第3号に規定する資産に時価 を付したことにより増加した純資産額 1,095百万円	7	7 商法施行規則第124条第3号に規定する資産に時価 を付したことにより増加した純資産額 2,482百万円

## (損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)		当事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)	
1	1	1	1
このうち関係会社との取引にかかるものが次のとおり含まれている。		このうち関係会社との取引にかかるものが次のとおり含まれている。	
	完成工事原価 49,882百万円		完成工事原価 45,784百万円
	受取配当金 160		受取配当金 380
	営業外費用(その他) 339		固定資産売却益 11
	投資有価証券売却益 102		
	本店等移転損失 199		
	特別損失(その他) 200		
2	研究開発費	2	研究開発費
一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、1,314百万円である。		一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、1,292百万円である。	
3	2	3	2
固定資産売却益の内訳は次のとおりである。		固定資産売却益の内訳は次のとおりである。	
	建物 92百万円		機械装置 20百万円
	土地 16		土地 5
	その他 3		その他 4
	<u>計 112</u>		<u>計 30</u>



(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)				当事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)																							
(借手側) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (イ)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				(借手側) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (イ)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																							
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)																				
車両運搬具	196	115	81	車両運搬具	233	104	129																				
工具器具・ 備品	714	391	323	工具器具・ 備品	614	279	335																				
その他	19	12	6	その他	14	11	3																				
合計	931	518	412	合計	863	395	467																				
<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定している。</p> <p>(ロ)未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>178百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>234</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>412</td> </tr> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過 リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占 める割合が低いため、支払利子込み法により算定し ている。</p> <p>(ハ)支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="0"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>211百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>211</td> </tr> </table> <p>(ニ)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする 定額法によっている。</p> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はないため、項 目等の記載は省略している。</p>				1年内	178百万円	1年超	234	計	412	支払リース料	211百万円	減価償却費相当額	211	<p>同左</p> <p>(ロ)未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>180百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>287</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>467</td> </tr> </table> <p>同左</p> <p>(ハ)支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="0"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>212百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>212</td> </tr> </table> <p>(ニ)減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>(減損損失について) 同左</p>				1年内	180百万円	1年超	287	計	467	支払リース料	212百万円	減価償却費相当額	212
1年内	178百万円																										
1年超	234																										
計	412																										
支払リース料	211百万円																										
減価償却費相当額	211																										
1年内	180百万円																										
1年超	287																										
計	467																										
支払リース料	212百万円																										
減価償却費相当額	212																										

(有価証券関係)

前事業年度(自平成16年 4月 1日 至平成17年 3月31日)及び当事業年度(自平成17年 4月 1日 至平成18年 3月 31日)における子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはない。

## (税効果会計関係)

前事業年度 (平成17年3月31日)		当事業年度 (平成18年3月31日)	
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
(繰延税金資産) 百万円		(繰延税金資産) 百万円	
繰越欠損金	2,380	繰越欠損金	2,473
貸倒引当金損金	3,233	貸倒引当金損金	921
算入限度超過額		算入限度超過額	
進行基準決算損	489	進行基準決算損	459
退職給付引当金損金	330	退職給付引当金損金	892
算入限度超過額		算入限度超過額	
その他	5,153	その他	4,999
繰延税金資産小計	11,587	繰延税金資産小計	9,745
評価性引当額	1,361	評価性引当額	1,527
繰延税金資産合計	10,226	繰延税金資産合計	8,218
(繰延税金負債)		(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	751	その他有価証券評価差額金	1,702
繰延税金負債合計	751	繰延税金負債合計	1,702
繰延税金資産の純額	9,474	繰延税金資産の純額	6,515
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
%		%	
法定実効税率	40.7	法定実効税率	40.7
(調整)		(調整)	
永久に損金に算入されない項目	11.0	永久に損金に算入されない項目	9.1
住民税均等割等	8.4	住民税均等割等	7.0
その他	2.0	その他	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	62.1	税効果会計適用後の法人税等の負担率	57.1

## (1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)		当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
1株当たり純資産額	129.59円	1株当たり純資産額	160.38円
1株当たり当期純利益金額	11.97円	1株当たり当期純利益金額	16.93円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	9.78円	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	13.23円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	1,404	1,900
普通株主に帰属しない金額(百万円)	207	207
(うち利益処分による優先株式配当額(百万円))	207	207
普通株式に係る当期純利益(百万円)	1,196	1,692
普通株式の期中平均株式数(千株)	99,991	99,985
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	207	207
(うち利益処分による優先株式配当額(百万円))	207	207
普通株式増加数(千株)	43,650	43,651
(うち優先株式(千株))	43,650	43,650
(うち新株予約権(千株))		0

## (重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>当社は、平成17年5月23日開催の取締役会において、商法第289条第2項に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振り替えることを決議し、平成17年6月29日開催の定時株主総会において承認可決された。</p> <p>1. 目的 法定準備金の柔軟な活用をはかるため。</p> <p>2. 要領 (1) 減少前の資本準備金の額 9,000百万円 (2) 資本準備金の減少額 6,000百万円 (3) 減少後の資本準備金の額 3,000百万円</p> <p>3. 日程 (1) 取締役会決議 平成17年5月23日 (2) 株主総会決議 平成17年6月29日 (3) 債権者異議申述公告 平成17年7月上旬 (4) 債権者異議申述期間満了 平成17年8月上旬 (5) 効力発生 平成17年8月上旬</p>	

## 【附属明細表】

## 【有価証券明細表】

## 【株式】

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)
(投資有価証券)		
その他有価証券		
東日本旅客鉄道(株)	2,250	1,962
東京電力(株)	375,300	1,101
関西電力(株)	420,000	1,098
京阪電気鉄道(株)	1,958,000	994
名古屋鉄道(株)	1,990,000	883
中部電力(株)	250,000	737
西日本鉄道(株)	1,545,000	692
日本原燃(株)	66,664	666
J F E ホールディングス(株)	97,300	462
ブルドックソース(株)	319,000	421
京成電鉄(株)	467,000	379
九州電力(株)	121,000	321
関西国際空港(株)	6,160	308
東海旅客鉄道(株)	232	269
阪急ホールディングス(株)	383,000	261
東北電力(株)	88,000	223
東京湾横断道路(株)	4,200	210
四国電力(株)	85,000	207
首都圏新都市鉄道(株)	4,000	200
京浜急行電鉄(株)	150,000	144
中国電力(株)	58,000	142
中部国際空港(株)	2,536	126
その他(101銘柄)	2,353,026	1,454
計	10,745,668	13,267

【債券】

銘柄	券面総額(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)
(有価証券)		
満期保有目的の債券		
割引金融債(1銘柄)	5	4
フィリピン共和国国債(2銘柄)	0	0
計	5	5

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	14,331	312	1,509	13,134	6,632	313	6,502
構築物	2,301	4	188	2,117	1,615	41	501
機械装置	5,333	0	2,844	2,490	2,329	26	160
車両運搬具	88	20	16	91	59	12	31
工具器具・備品	4,904	67	405	4,566	4,026	68	539
土地	13,978	1	102	13,876			13,876
建設仮勘定	55		55				
有形固定資産計	40,992	406	5,121	36,277	14,664	463	21,612
無形固定資産							
特許権	37	2		39	29	3	10
ソフトウェア	1,102	94		1,197	835	181	361
その他	147		4	142	17	0	125
無形固定資産計	1,287	96	4	1,379	882	186	497
長期前払費用	62		1	61	43	18	17
繰延資産							
繰延資産計							

(注) 当期増加額及び減少額のうち主なものは次のとおりである。

建 物	(増加) 虎ノ門新本社入居に伴う工事(空調、電気設備、内装他)	224百万円
	(減少) 青山旧日本社ビル建物除却(空調、電気設備、内装他)	1,148百万円
機械装置	(減少) トレンチカッター他売却	2,554百万円

【資本金等明細表】

区分		期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
資本金	(百万円)	12,000			12,000
資本金のうち 既発行株式	普通株式 1 (株)	(100,000,000)	( )	( )	(100,000,000)
	普通株式 (百万円)	5,000			5,000
	第 種優先株式 (株)	(750,000)	( )	( )	(750,000)
	第 種優先株式 (百万円)	3,000			3,000
	第 種優先株式 (株)	(875,000)	( )	( )	(875,000)
	第 種優先株式 (百万円)	1,750			1,750
	第 種優先株式 (株)	(875,000)	( )	( )	(875,000)
	第 種優先株式 (百万円)	1,750			1,750
	第 種優先株式 (株)	(250,000)	( )	( )	(250,000)
	第 種優先株式 (百万円)	500			500
	計 (株)	(102,750,000)	( )	( )	(102,750,000)
	計 (百万円)	12,000			12,000
資本準備金及び その他資本剰余金	(資本準備金) 2 株式払込剰余金 (百万円)	9,000		6,000	3,000
	(その他資本剰余金) 2 資本準備金減少差益 (百万円)		6,000		6,000
	計 (百万円)	9,000	6,000	6,000	9,000
利益準備金及び 任意積立金	(利益準備金) (百万円)				
	(任意積立金) 3 優先株式償還積立金 (百万円)		1,000		1,000
	計 (百万円)		1,000		1,000

1 当期末における自己株式数は、17,214株である。

2 資本準備金の当期減少額及びその他資本剰余金の当期増加額は、旧商法第289条第2項の規定に基づき、資本準備金を減少

し、その他資本剰余金に振替えたものである。

3 任意積立金の当期増加額は、前期決算の利益処分において積み立てた優先株式償還積立金である。

【引当金明細表】

区分	期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金 1	284	122		153	254
完成工事補償引当金	358	465	358		465
賞与引当金	284	285	284		285
工事損失引当金 2	202	229	45	154	231

1 貸倒引当金の当期減少額（その他）は、洗替による取崩額である。

2 工事損失引当金の当期減少額（その他）は、損失見込額の改善による戻入額である。



(2) 【主な資産及び負債の内容】

1 資産の部

(イ)現金預金

区分	金額(百万円)
現金	89
預金	
当座預金	5,951
普通預金	9,044
通知預金	20
定期預金	2,093
その他	45
計	17,245

(ロ)受取手形

(a) 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
扶桑レクセル(株)	1,468
ナイス(株)	1,129
(株)アートハウジング	1,027
(医)カレスサッポロ	387
(株)菱和ライフクリエイト	210
その他	1,379
計	5,603

(b) 決済月別内訳

決済月	金額(百万円)
平成18年 4月	554
5月	1,511
6月	1,306
7月	1,928
8月	193
9月	109
計	5,603

(八)完成工事未収入金及び付帯事業等未収入金

(a) 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
国土交通省	2,842
(福)石川整肢学園	1,369
(株)カナックス	1,059
農林水産省	810
(株)ケーヒン	705
その他	50,512
計	57,299

(b) 滞留状況

計上期別	完成工事未収入金 (百万円)	付帯事業等未収入金 (百万円)
平成18年3月期 計上額	54,350	208
平成17年3月期以前 計上額	2,739	
計	57,090	208

(二)未成工事支出金

期首残高 (百万円)	当期支出額 (百万円)	完成工事原価への振替額 (百万円)	期末残高 (百万円)
10,540	190,402	189,810	11,131

期末残高の内訳は次のとおりである。

材料費	1,008 百万円
労務費	0
外注費	7,089
経費	3,033
計	11,131

(ホ)立替金

区分	金額(百万円)
J V関係立替金	20,045
その他	267
計	20,312

## 2 負債の部

### (イ)支払手形

#### (a) 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
(株)カナックス	371
丸磯建設(株)	368
木部建設(株)	301
東洋熱工業(株)	275
日本基礎技術(株)	243
その他	16,702
計	18,262

#### (b) 決済月別内訳

決済月	金額(百万円)
平成18年 4月	4,502
5月	4,594
6月	4,024
7月	5,141
計	18,262

#### (ロ) 工事未払金及び付帯事業等未払金

相手先	金額(百万円)
ハザマ興業(株)	13,662
青山機工(株)	1,723
新日本空調(株)	495
東京舗装工業(株)	436
木部建設(株)	421
その他	31,129
計	47,869

(八)未成工事受入金

期首残高 (百万円)	当期受入額 (百万円)	完成工事高への振替額 (百万円)	期末残高 (百万円)
10,361	154,059	152,431	11,989

(注) 損益計算書の完成工事高205,641百万円と上記完成工事高への振替額との差額53,209百万円は完成工事未収入金である。

なお、「(1)資産の部(八)完成工事未収入金及び付帯事業等未収入金、(b)滞留状況」の完成工事未収入金当期計上額54,350百万円との差額1,140百万円は消費税等部分の未収入金である。

(二)長期借入金

相手先	期末残高(百万円)
(株)みずほコーポレート銀行	11,218
三菱UFJ信託銀行(株)	2,488
朝日生命保険(相)	1,000
(株)東邦銀行	500
(株)八十二銀行	450
その他	1,950
計	17,607

(ホ)預り金

区分	金額(百万円)
JV関係預り金	19,115
仮受消費税	4,919
その他	853
計	24,888

(3) 【その他】

重要な訴訟事件等

現在、当社を含む多数の建設会社を被告とする全国トンネルじん肺訴訟が、全国7地方裁判所に提訴され審理中である。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

決算期	3月31日										
定時株主総会	6月中										
基準日	3月31日										
株券の種類	100,000株券 10,000株券 1,000株券 500株券 100株券 100株未満の端数株券										
中間配当基準日	なし										
1単元の株式数	100株										
株式の名義書換え											
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部										
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社										
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 各支店 野村證券株式会社全国各本支店										
名義書換手数料	無料										
新券交付手数料	新株券1枚につき250円										
単元未満株式の買取り											
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部										
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社										
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 各支店 野村證券株式会社全国各本支店										
買取手数料	以下の算式により1単元当たりの金額を算定し、これを買取った単元未満株式の数で按分した金額の85%とする。 (算式)別途定める1株当たりの買取価格に1単元の株式数を乗じた金額のうち次の金額区分ごとに算定した金額の合計金額とする。 <table border="0"> <tr> <td>100万円以下の金額につき</td> <td>1.150%</td> </tr> <tr> <td>100万円を超え500万円以下の金額につき</td> <td>0.900%</td> </tr> <tr> <td>500万円を超え1,000万円以下の金額につき</td> <td>0.700%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき</td> <td>0.575%</td> </tr> <tr> <td>3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき</td> <td>0.375%</td> </tr> </table> (円未満の端数を生じた場合には切り捨てる。) ただし、1単元当たりの算定金額が2,500円に満たない場合には2,500円、1株当たりの買取価格に1単元の株式数を乗じた金額が5,000万円を超えた場合には272,500円とする。	100万円以下の金額につき	1.150%	100万円を超え500万円以下の金額につき	0.900%	500万円を超え1,000万円以下の金額につき	0.700%	1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき	0.575%	3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき	0.375%
100万円以下の金額につき	1.150%										
100万円を超え500万円以下の金額につき	0.900%										
500万円を超え1,000万円以下の金額につき	0.700%										
1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき	0.575%										
3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき	0.375%										
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりである。 <a href="http://www.hazama.co.jp/koukoku/">http://www.hazama.co.jp/koukoku/</a>										
株主に対する特典	なし										

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等がない。

なお、当社の親会社であった青山管財株式会社は、当社普通株式の売却を実施したため、同社が所有する当社の総株主の議決権の割合は、当事業年度末日において32.64%となり、提出日現在は、同社との間の資本関係はなくなっている。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出している。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第2期(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日) 平成17年6月30日関東財務局長に提出

#### (2) 半期報告書

事業年度 第3期中(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日) 平成17年11月30日関東財務局長に提出

#### (3) 有価証券届出書及びその添付書類

有価証券届出書(新株予約権証券)及びその添付書類 平成18年3月15日関東財務局長に提出

#### (4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(親会社の異動)及び第4号(主要株主の異動)に基づく臨時報告書 平成18年3月22日関東財務局長に提出

#### (5) 有価証券届出書の訂正届出書

平成18年3月15日提出の有価証券届出書にかかる訂正届出書 平成18年3月22日関東財務局長に提出

#### (6) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)に基づく臨時報告書 平成18年5月18日関東財務局長に提出

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。



# 独立監査人の監査報告書

平成17年 6月29日

株式会社 間組  
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 前 田 勝 己

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 井 上 智 由

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社間組の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社間組及び連結子会社の平成17年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 追記情報

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より「退職給付に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第3号 平成17年3月16日）及び「退職給付に係る会計基準」の一部改正に関する適用指針（企業会計基準適用指針第7号 平成17年3月16日）が適用できることとなったため、同会計基準及び同適用指針により連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

# 独立監査人の監査報告書

平成18年 6月29日

株式会社 間組  
取締役会 御中

## あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	前	田	勝	己
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	望	月	正	芳
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	井	上	智	由

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社間組の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社間組及び連結子会社の平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

# 独立監査人の監査報告書

平成17年 6月29日

株式会社 間組  
取締役会 御中

## あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 前 田 勝 己

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 井 上 智 由

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社間組の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社間組の平成17年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 追記情報

「重要な会計方針」の注記に記載されているとおり、会社は当事業年度より「退職給付に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第3号 平成17年3月16日）及び「退職給付に係る会計基準」の一部改正に関する適用指針（企業会計基準適用指針第7号 平成17年3月16日）が適用できることとなったため、同会計基準及び同適用指針により財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

# 独立監査人の監査報告書

平成18年 6月29日

株式会社 間組  
取締役会 御中

## あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	前	田	勝	己
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	望	月	正	芳
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	井	上	智	由

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社間組の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社間組の平成18年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。